

資料編（案）

[防災関係組織]

○防災関係機関連絡先一覧

平成 25 年 4 月 1 日現在

	機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
市	可児市役所	可児市広見 1-1	0574 - 62 - 1111	0574 - 62 - 1172
岐阜県	岐阜県防災課	岐阜市藪田南 2-1-1	058 - 272 - 1111	058 - 271 - 4119
	中濃振興局	美濃加茂市古井町下古井 2610-1	0574 - 25 - 3111	0574 - 25 - 3934
	可茂土木事務所	美濃加茂市古井町下古井 2610-1	0574 - 25 - 3111	0574 - 25 - 0355
	中濃保健所	美濃加茂市古井町下古井 2610-1	0574 - 25 - 3111	0574 - 28 - 7162
	可児警察署	可児市中恵土 2313-2	0574 - 61 - 0110	0574 - 63 - 4099
消防	可茂消防事務組合消防本部	美濃加茂市加茂川町 3-7-7	0574 - 26 - 0119	0574 - 25 - 4899
	可茂消防事務組合南消防署	可児市下恵土 5629-1	0574 - 62 - 0119	0574 - 63 - 1316
	南消防署西可児分署	可児市東帷子 1683-1	0574 - 65 - 6825	0574 - 65 - 6825
	南消防署東可児分遣所	可児市臈ヶ丘 8-1	0574 - 64 - 2678	0574 - 64 - 2678
自衛隊	陸上自衛隊第 35 普通科連隊第 10 師団	名古屋市守山区守山 3-12-1	052 - 791 - 2191	
	航空自衛隊岐阜基地	各務原市那加官有無番地	0583 - 82 - 1101	
	航空自衛隊小牧基地	小牧市春日寺 1-1	0568 - 76 - 2191	
	岐阜地方協力本部美濃加茂地域事務所	美濃加茂市古井町下古井 2610-1	0574 - 25 - 7495	0574 - 25 - 7495
指定地方行政機関	東海農政局岐阜地域センター	岐阜市中鶉 2-26	058 - 271 - 4044	058 - 274 - 0656
	岐阜地方气象台	岐阜市加納二之丸 6	058 - 271 - 4107	058 - 278 - 1633
	岐阜森林管理署岐阜森林事務所	岐阜市夕陽丘 2-6	058 - 263 - 0153	058 - 263 - 0158
	中部地方整備局岐阜国道事務所	岐阜市茜部本郷 1-36-1	058 - 271 - 9811	058 - 271 - 3175
	岐阜国道事務所美濃加茂国道出張所	美濃加茂市本郷町 3-2-12	0574 - 26 - 2151	0574 - 28 - 2062
	中部地方整備局木曾川上流河川事務所	岐阜市忠節町 5-1	058 - 251 - 1321	058 - 251 - 1150
指定公共機関	可児郵便局	可児市広見 853-1	0574 - 62 - 0304	0574 - 61 - 4199
	東海旅客鉄道(株)	名古屋市中村区名駅 1-1-4		
	中部電力(株)岐阜支店加茂営業所	美濃加茂市中富町 1-10-16	0574 - 28 - 3111	0574 - 28 - 3207
	関西電力(株)今渡ダム	可児市今渡 1510-1	0574 - 25 - 1125	0574 - 28 - 5985
	西日本電信電話(株)岐阜支店	岐阜市八ツ寺 1-15	058 - 214 - 8417	058 - 262 - 1954
	日本放送協会岐阜放送局	岐阜市京町 2-3	058 - 264 - 4611	058 - 262 - 1267
	日本赤十字社岐阜県支部可児市地区	可児市今渡 682-1	0574 - 62 - 1555	0574 - 62 - 5342
	東邦ガス(株)岐阜営業所	岐阜市加納坂井町 2	058 - 272 - 2166	058 - 273 - 5401

	機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
指定地方公共機関	名古屋鉄道(株)	名古屋市中村区名駅 1-2-4		
	東濃鉄道(株)	多治見市栄町 1-38	0572 - 22 - 1231	0572 - 22 - 0422
	岐阜県LPガス協会	岐阜市藪田南 5-11-11	058 - 274 - 7131	058 - 274 - 8990
	可児土地改良区	可児市下恵土 5166-1	0574 - 62 - 1230	0574 - 62 - 1231
	可児川防災等ため池組合	可児市下恵土 5166-1	0574 - 62 - 1230	0574 - 62 - 1231
その他公共的団体	めぐみの農業協同組合	可児市広見 5-93	0574 - 62 - 5111	0574 - 62 - 9502
	可児商工会議所	可児市広見 1-5	0574 - 62 - 0011	0574 - 63 - 1856
	可児医師会	可児市広見 5-20	0574 - 60 - 5130	0574 - 60 - 5131
	可児歯科医師会	可児市今渡 706-1	0574 - 62 - 7462	0574 62 7460
	可児市社会福祉協議会	可児市今渡 682-1	0574 - 62 - 1555	0574 - 62 - 5342
	(株)ケーブルテレビ可児	可児市広見 7-90	0574 - 63 - 7211	0574 - 63 - 7440
	F Mラインウェーブ(株)	可児市広見 7-90	0574 - 50 - 2080	0574 - 50 - 1232

○自主防災組織一覧

平成 25 年 4 月 1 日現在

地区名	組織名	登録認定日
今 渡	今渡台自治会自主防災組織	H14.6.6
	鳴子自治会自主防災組織	H14.6.6
	神明自治会自主防災組織	H14.6.6
	西浅間自治会自主防災組織	H14.6.6
	東浅間自治会自主防災組織	H14.6.6
	八幡自治会自主防災組織	H14.6.6
	住吉自治会自主防災組織	H14.6.6
	東住吉自治会自主防災組織	H14.6.6
下恵土	東林泉自治会自主防災会	H18.6.20
	宮瀬自主防災会	H14.8.28
	今広自治会防災会	H16.6.25
	古市場自主防災組織	H19.5.28
	沓井自治会自主防災組織	H20.8.5
	東上屋敷防災会	H21.9.10
	西上屋敷防災会	H20.4.16
	船岡自治会自主防災会	H23.4.25

地区名	組織名	登録認定日
下恵土	東鉄団地自治会自主防災組織	H18.6.14
	徳野自主防災会	H16.10.15
	禅台寺山ニュータウン自治会自主防災組織	H21.2.23
	グリーンポリス広見自主防災組織	H19.4.2
土 田	井之鼻自主防災委員会	H23.2.14
	栄町自主防災会	H18.6.27
	東山自治会自主防災会	H21.5.21
	上町南自治会防災会	H20.1.24
	上町北自治会自主防災組織	H23.2.14
	土田中町自主防災会	H20.7.7
	東下町自治会自主防災会	H22.9.13
	横町自治会自主防災会	H15.10.10
	土田下切自治会自主防災会	H21.11.11
帷 子	中切自治会自主防災会	H22.6.9
	古瀬自主防災会	H16.6.21
	石原自主防災会	H15.7.8
	茗荷自主防災会	H22.11.22
	若葉台自主防災連合会	H16.12.7
	長坂自治会防災部	H16.4.30
	鳩吹台自主防災会	H16.4.22
	愛岐ヶ丘自主防災会	H14.5.14
	光陽台防災会	H19.10.23
	虹ヶ丘自主防災会	H16.10.1
春 里	塩河自治会自主防災会	H24.4.2
	清水ヶ丘防災会	H17.4.25
	日本ランド自治会自主防災組織	H20.5.29
	坂戸台自治会防災会	H14.11.27
姫 治	谷迫間防災会	H15.10.10
	姫治下切下防災組織	H15.9.29
	山寺自主防災組織	H16.1.9
	青木自主防災会	H15.11.11
	姫治今防災会	H15.9.4
	みずきヶ丘自主防災組織	H15.10.10

地区名	組織名	登録認定日
平 牧	羽崎区自治防災会	H16.9.10
	二野区自主防災会	H21.10.14
	緑ヶ丘自主防災会	H17.5.30
	羽生ヶ丘自主防災組織	H15.6.17
	松伏自主防災会	H20.6.26
	大森台自治会防災会	H16.4.22
	平林自治会自主防災会	H21.8.3
	小松坂自主防災会	H21.3.16
	奥山台自主防災会	H20.9.9
桜ヶ丘	桜ヶ丘自治会自主防災会	H14.12.3
	臈ヶ丘自主防災会	H15.2.21
	桂ヶ丘ハイツ自主防災会	H15.2.21
久々利	久々利防災会	H18.7.20
広見東	瀬田自治会自主防災会	H14.12.3
	柿田自主防災組織	H14.11.7
	淵之上自治会自主防災組織	H14.11.18
	平貝戸自主防災組織	H15.9.1
	明智防災会	H14.12.12
	石森地区自主防災班	H14.11.25
広 見	山岸自治会自主防災組織	H21.8.3
	広眺ヶ丘自治会自主防災会	H16.6.9
	伊川自治会自主防災会	H24.10.16
中恵土	前波自主防災会	H14.10.15
	上野自治会自主防災組織	H20.8.20
兼 山	兼山防災会	H19.8.1

計 74 組織 (86 自治会)

[災害対策活動体制]

○災害対策本部の組織編成

可児市災害対策本部

本部会議	本部長	市長
	副本部長	副市長、教育長
	本部員	総務部長、企画経済部長、市民部長、健康福祉部長 建設部長、水道部長、会計管理者、教育委員会事務局長 議会事務局長、企画経済部参事、健康福祉部参事
	本部連絡員	各部の課長級職員 1 名
	関係機関	可児警察署、南消防署、可児市消防団

本部組織	総務部	防災安全課、総務課、秘書課、管財検査課、税務課、収納課、 監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、会計課
	企画経済部	総合政策課、公有財産経営室、子育て政策室、財政課、経済政策課、 産業振興課、農業委員会事務局
	市民部	地域振興課、人づくり課、生涯学習文化室、市民課、環境課、 スポーツ振興課、図書館
	健康福祉部	福祉課、こども課、高齢福祉課、健康増進課、国保年金課、 こども発達支援センター、福祉センター
	建設部	都市計画課、土木課、都市整備課、建築指導課、用地課
	水道部	上下水道料金課、水道課、下水道課
	教育委員会事務局	教育総務課、学校教育課、教育文化財課、学校給食センター、 教育研究所
	議会事務局	議会総務課

現地災害対策本部（必要に応じ被災地に近い公共施設に設置）

指定避難所	
第一次避難所（拠点避難所）	14 公民館
第二次避難所	小中学校、福祉センター、老人福祉センター等
第三次避難所	災害協定に基づく大学、高校等
広域避難場所	ふれあいパーク・緑の丘、総合運動場

詳細は、資料編の指定避難所一覧を参照

○災害の状況による職員体制

体制	基準	体制をとる職員	活動内容		対策本部等の設置
			勤務時間内	勤務時間外	
準備体制	風水害 1. 次の警報のうちいずれかが発表されたとき [大雨警報、洪水警報] 2. 短時間に多量の降水があったとき	防災安全課、土木課の担当職員	1. 情報収集及び連絡活動 2. 災害の発生するおそれのある箇所の警戒	1. 情報収集及び連絡活動 2. 災害の発生するおそれのある箇所の警戒 3. 警戒体制の職員は自宅待機	1. 設置しない 2. 状況により関係職員を動員できる体制とする
	地震 震度3または4の地震が発生したとき				
	共通 その他市長がこの体制を命じたとき				
警戒体制	風水害 1. 暴風警報が発表されたとき 2. 被害発生危険性が増大したとき	防災安全課、土木課の職員及び建設部各課の、総合政策課、総務課、管財検査課、地域振興課、各連絡所、兼山公民館の担当職員	1. 情報収集及び連絡活動 2. 災害の発生するおそれのある箇所の警戒	1. 情報収集及び連絡活動 2. 災害の発生するおそれのある箇所の警戒 3. その他の職員は自宅待機	1. 災害警戒本部を設置する(本部長:総務部長、副本部長:建設部長) 2. 状況により災害対策本部を設置することがある
	地震 1. 震度5弱の地震が発生したとき 2. 東海地震注意情報が発表されたとき				
	共通 その他市長がこの体制を命じたとき				
	共通 その他市長がこの体制を命じたとき				
非常体制	風水害 1. 木曾川、可児川が避難判断水位に達したとき 2. 災害が発生し、大規模な被害が予想されるとき	全職員	職員防災体制による所定の場所へ動し、災害対応または避難所運営などの業務を遂行する		1. 災害対策本部を設置する 2. 全職員を動員する
	地震 1. 震度5強以上の地震が発生したとき 2. 東海地震予知情報が発表されたとき				
	共通 その他市長がこの体制を命じたとき				

○緊急初動期から応急活動期における各部の役割（風水害時）

	準備・警戒～緊急初動期 【発災前および発災から数時間後まで】	災害応急活動期 【発災から3日後まで】	復旧・復興期 【発災から4日目以降】
部名	<p>あらかじめ指定された参集場所に参集し、初動体制を構築する。</p> <p>災害対策本部の指示のもと、参集職員が一体的に情報収集など初動対応に当たる。</p>	<p>引き続き災害対策本部の指示のもと、参集職員が一体的に情報収集など初動対応に当たる。情報の整理・集約状況に応じて、各部単位での応急対応体制に移行する。</p> <p>人命救助やライフラインの確保などに優先的に取り組む。また、事業継続計画（BCP）を踏まえ、窓口業務等の再開に向けた準備に着手する。</p>	<p>各課単位で災害復旧に当たる。</p>
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害準備・警戒体制の構築 ・災害対策本部の設置・運営（避難所の開設指示） ・雨量・水位等の観測・分析 ・避難勧告等の発令 ・防災無線の受発信・管理 ・通信手段の確保 ・消防・警察との連携（救助活動） 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防・警察との連携（救助・捜索活動） ・国・県など防災機関への報告・支援要請 ・自衛隊への応援要請 ・広域受援体制の構築（活動拠点などの準備） 	
企画経済部	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・電力、ガスなどライフライン企業との連携 ・主要食料用原材料の調達 ・各種物資の確保・配送 ・農業、商工業、観光関係の被害把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災企業等への支援
市民部	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区（連絡所）との連絡調整 ・文化施設、社会体育施設等利用者の安全確認 ・文化施設、社会体育施設等の被害調査 ・避難所の開設・運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難状況の把握 ・自治会・自主防災組織との連絡 ・被災者の要望等の対応 ・避難所の組織化 ・炊き出し及び食品の配給の協力 ・ごみ・し尿の処理対策 ・災害廃棄物の処理 ・遺体の収容及び埋火葬 	
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設・児童施設等利用者の安全確認 ・福祉施設・児童施設等の被害調査 ・施設利用者（園児等）の保護者、家族との連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者の安否確認 ・医療施設等の被害把握 ・医師会との連携（医療救護対策） ・災害対策用医療品の確保 ・防疫・食品衛生活動 ・り災証明書の発行 ・社会福祉協議会・日赤との連携 ・ボランティアセンターの設置 ・ボランティアの受け入れ及び調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の生活再建支援 ・救援物資の分別・配分 ・災害義援金の募集・配分

	準備・警戒～緊急初動期 【発災前および発災から数時間後まで】	災害応急活動期 【発災から3日後まで】	復旧・復興期 【発災から4日目以降】
部名	<p>あらかじめ指定された参集場所に参加し、初動体制を構築する。</p> <p>災害対策本部の指示のもと、参集職員が一体的に情報収集など初動対応に当たる。</p>	<p>引き続き災害対策本部の指示のもと、参集職員が一体的に情報収集など初動対応に当たる。情報の整理・集約状況に応じて、各部署での応急対応体制に移行する。</p> <p>人命救助やライフラインの確保などに優先的に取り組む。また、事業継続計画（BCP）を踏まえ、窓口業務等の再開に向けた準備に着手する。</p>	各課単位で災害復旧に当たる。
建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域等の監視・警戒 ・水防作業（水門、ため池等の門扉開閉など） ・交通不能箇所（主要幹線道路）の調査及び応急対応 ・建設業協同組合との連絡調整 ・河川・急傾斜地・ため池等の調査及び応急対応 	・道路・河川・急傾斜地・ため池等復旧事業	・仮設住宅の建設等の住宅対策
水道部	・上下水道施設の被害調査及び応急対応	・飲料水の確保・供給	・上下水道施設復旧事業
教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の安全確認 ・教育関係施設の被害調査及び応急対応 ・児童・生徒の保護者との連絡 ・通学路の被害調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設・運営（小中学校） ・炊き出し及び食品の配給の協力 	
議会事務局	・市議会議員との連絡		

会計課、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局は総務部に、農業委員会事務局は企画経済部に含める。

各部は、各部長の命令により必要に応じて他部の行う事項の応援を行う。

上記の役割は例示であり、記載以外の業務についても災害対策本部の指示により対応する。

○緊急初動期から応急活動期における各部の役割（地震時）

	緊急初動期 【発災直後～数時間後】	災害応急第 期 【～発災の1日後】	災害応急第 期 【～発災の3日後】	復旧・復興期 【発災から4日目以降】
部名	<p>あらかじめ指定された参集場所に参集し、初動体制を構築する。</p> <p>災害対策本部の指示のもと、参集職員が一体的に情報収集など初動対応に当たる。</p>	<p>災害対策本部の指示のもと、各部単位で応急対応に当たる。</p> <p>引き続き情報収集に努めるとともに、人命救助やライフラインの確保などに優先的に取り組む。</p>	<p>被害状況を整理・集約したうえで、各部単位で必要な応急対応に当たる。</p> <p>また、事業継続計画（BCP）を踏まえ、窓口業務等の再開に向けた準備に着手する。</p>	<p>各課単位で災害復旧に当たる。</p>
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置 ・被害情報の分析・伝達 ・防災無線の受発信・管理 ・地震情報の把握 ・通信手段の確保 ・災害用車両の確保及び管理 ・消防団との連携 (火災等情報の把握、被災者の救助・救護など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国・県など防災機関への報告・支援要請 ・交通情報の収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害関係文書の受理・発送 ・電算機器情報の安全管理に関すること ・職員配備・交替計画（BCP含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の取りまとめ ・住家・人的被害等の調査 ・被災地の見舞、視察 ・技術員等の雇い上げの調整 ・被災者の確認 ・義援金の受付・保管
企画経済部	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・電力、ガスなどライフライン企業との連携 ・報道機関との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関との連絡調整 ・主要食料用原材料の調達 ・各種物資の確保 ・農業、商工業、観光関係の被害把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関との連絡調整 ・災害関係の広報 ・災害対策予算
市民部	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館の安全確認 ・文化施設・社会体育施設などの安全確認 ・避難所開設 ・避難所との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難状況の把握 ・危険物取扱施設等の被害把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会・自主防災組織との連絡 ・被災者の要望等の対応 ・避難所の組織化 ・炊き出し及び食品の配給の協力 ・ごみ・し尿の処理対策 ・災害廃棄物の処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・炊き出し及び食品の配給の協力 ・環境保全対策 ・遺体の収容及び埋火葬 ・避難所の再編
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設・児童施設等利用者の安全確認 ・福祉施設・児童施設等の被害調査 ・施設利用者（園児等）の保護者、家族との連絡 ・避難所開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者の被害把握 ・医療施設等の被害把握 ・医師会との連携及び医療班の派遣 ・救護所の開設 ・災害対策用医療品の確保 ・社会福祉協議会との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者の避難支援 ・救援物資の収容場所確保 ・社協、日赤との連携 ・ボランティアセンターの設置 ・ボランティアの受け入れ及び調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・救援物資の分別・配分 ・防疫その他の保健衛生対策 ・り災証明書の発行 ・ボランティアの受け入れ及び調整

	緊急初動期 【発災直後～数時間後】	災害応急第 期 【～発災の1日後】	災害応急第 期 【～発災の3日後】	復旧・復興期 【発災から4日目以降】
部名	<p>あらかじめ指定された参集場所に参加し、初動体制を構築する。</p> <p>災害対策本部の指示のもと、参集職員が一体的に情報収集など初動対応に当たる。</p>	<p>災害対策本部の指示のもと、各部単位で応急対応に当たる。</p> <p>引き続き情報収集に努めるとともに、人命救助やライフラインの確保などに優先的に取り組む。</p>	<p>被害状況を整理・集約したうえで、各部単位で必要な応急対応に当たる。</p> <p>また、事業継続計画（BCP）を踏まえ、窓口業務等の再開に向けた準備に着手する。</p>	<p>各課単位で災害復旧に当たる。</p>
建設部	<ul style="list-style-type: none"> 交通不能箇所（主要幹線道路）の調査及び応急対応 建設業協同組合との連絡調整 河川・急傾斜地・ため池等の調査及び応急対応 	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅の安全確認 公共施設の応急危険度判定 交通不能箇所（主要幹線道路）の調査及び応急対応 河川・急傾斜地・ため池等の調査及び応急対応 	<ul style="list-style-type: none"> 交通不能箇所（主要幹線道路以外）の調査 道路・河川・急傾斜地・ため池等復旧事業 	<ul style="list-style-type: none"> 道路・河川・急傾斜地・ため池等復旧事業 仮設住宅の建設
水道部	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道施設の被害調査及び応急対応 	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道施設の被害調査及び応急対応 飲料水の確保・供給 	<ul style="list-style-type: none"> 飲料水の供給 仮設トイレの設置・管理 上下水道施設復旧事業 	<ul style="list-style-type: none"> 飲料水の供給 仮設トイレの管理 上下水道施設復旧事業
教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒の安全確認 教育関係施設（避難所）の被害調査 児童・生徒の保護者との連絡 避難所開設 	<ul style="list-style-type: none"> 教育関係施設（避難所）の応急対応 教職員の動員 	<ul style="list-style-type: none"> 教育関係施設（避難所以外）の被害調査及び応急復旧 炊き出し及び食品の配給の協力 	<ul style="list-style-type: none"> 被災児童・生徒に対する教科書等の支給 炊き出し及び食品の配給の協力 通学路の被害調査 災害時における教育の確保 学校給食の確保
議会事務局		<ul style="list-style-type: none"> 市議会議員との連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 市議会議員との連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 被災地の見舞・視察

会計課、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局は総務部に、農業委員会事務局は企画経済部に含める。

各部は、各部長の命令により必要に応じて他部の行う事項の応援を行う。

上記の役割は例示であり、記載以外の業務についても災害対策本部の指示により対応する。

○災害時における各課の分担任務

部名	課名	分担任務
総務部	防災安全課	1 災害対策の全般、災害情報の収集、予警報の伝達に関すること。 2 被害状況のとりまとめに関すること。 3 災害対策本部会議に関すること。 4 職員の動員と各班の連絡調整に関すること。 5 警察・消防機関との連絡調整に関すること。 6 防災行政無線の受発信・管理に関すること。 7 災害関係文書の印刷、受理、発送、保存に関すること。 8 国・県等防災機関への報告に関すること。 9 県、他市町村、災害協定先等への応援要請等に関すること。 10 自衛隊の派遣要請に関すること。
	総務課・選挙管理委員会事務局	1 防災安全課の応援に関すること。 2 市ホームページによる災害情報の広報に関すること。
	秘書課	1 本部長の秘書に関すること。 2 災害見舞及び視察者等に関すること。 3 災害業務に従事した職員の公務災害に関すること。 4 被災職員の福利厚生に関すること。 5 技術員等の雇上げの調整に関すること。
	管財検査課	1 市有財産の被害調査に関すること。 2 災害用車両の管理に関すること。
	税務課	1 住家等一般被害の調査に関すること。 2 市税の減免措置に関すること。 3 他課の応援に関すること。
	収納課	1 税務課の応援に関すること。 2 他課の応援に関すること。
	監査委員会事務局	1 他課の応援に関すること。
企画経済部	総合政策課	1 災害情報の広報に関すること。 2 報道機関との連絡調整に関すること。 3 災害復興計画に関すること。
	公有財産経営室	1 他課の応援に関すること。
	子育て政策室	1 他課の応援に関すること。
	財政課	1 他課の応援に関すること。 2 災害予算編成、財政に関すること。
	経済政策課	1 ライフライン事業者との連絡調整に関すること 2 食料、物資の集積・配分に関すること
	産業振興課	1 商工業、農業、林業、畜産業の被害調査に関すること。 2 商工業、農業、林業、畜産業の災害対策に関すること。 3 被災事業者の融資に関すること
	農業委員会事務局	1 産業振興課の応援に関すること。
市民部	地域振興課（連絡所）	1 避難所の開設及び運営に関すること。 2 避難所との連絡調整に関すること。 3 自治会との連絡調整に関すること。 4 地区内の被害情報の報告に関すること。 5 外国人の災害対策に関すること。
	人づくり課	1 他課の応援に関すること。
	生涯学習文化室	1 他課の応援に関すること。 2 文化創造センター利用者の避難等安全確保に関すること。 3 文化創造センターの被害調査に関すること。 4 災害ボランティアセンターの設置に関すること。

部名	課名	分担任務
市民部	市民課	1 被災者等の戸籍に関すること。 2 他課の応援に関すること。
	環境課	1 災害廃棄物・し尿の処理に関すること。 2 遺体の埋火葬に関すること。
	スポーツ振興課	1 社会体育施設利用者の避難等安全確保に関すること。 2 社会体育施設の被害調査に関すること。
	図書館	1 図書館利用者の避難等安全確保に関すること。 2 図書館施設の被害調査に関すること。
健康福祉部	福祉課	1 災害時要援護者の支援、安否確認に関すること。 2 福祉避難所の開設に関すること。 3 遺体の収容及び埋火葬に関すること。 4 災害ボランティアセンターの設置、運営に関すること。 5 リ災証明書の発行に関すること。 6 災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付等に関すること。 7 義援金品の募集及び配分等に関すること。
	こども課（市立保育園・幼稚園）	1 保育園、幼稚園、児童センター等の園児等の避難等安全確保に関すること。 2 保育園、幼稚園、児童センター等の被害調査に関すること。
	高齢福祉課	1 老人福祉センター利用者の避難等安全確保に関すること。 2 老人福祉センターの被害調査に関すること。 3 在宅高齢者への巡回相談に関すること。
	健康増進課	1 救護所の開設に関すること。 2 傷病者の調査に関すること。 3 災害対策用医薬品の確保に関すること。 4 防疫、食品衛生に関すること。 5 医師会等の応援要請に関すること。
	国保年金課	1 他課の応援に関すること。 2 国民健康保険の減免措置に関すること。
	福祉センター	1 福祉センター利用者の避難等安全確保に関すること。 2 福祉センターの被害調査に関すること。
	こども発達支援センター	1 こども発達支援センター利用者の避難等安全確保に関すること。 2 こども発達支援センターの被害調査に関すること。
建設部	都市計画課	1 土木課の応援に関すること。
	土木課	1 道路、河川、橋りょう、ため池等の被害調査に関すること。 2 道路、河川、橋りょう、ため池等の（応急）復旧工事に関すること。 3 急傾斜地崩壊対策、土石流対策に関すること。 4 建設業協同組合との連絡調整に関すること。 5 水防に関すること。 6 緊急輸送道路の確保に関すること。
	都市整備課	1 公園、緑地の災害対策に関すること。 2 土木課の応援に関すること。
	建築指導課	1 住宅の耐震化促進に関すること。 2 住宅の被害調査及び仮設住宅の建設に関すること。 3 土木課の応援に関すること。
	用地課	1 土木課の応援に関すること。

部名	課名	分担任務
水道部	上下水道料金課	1 水道課、下水道課の応援に関する事。
	水道課	1 水道施設の被害調査に関する事。 2 水道施設の（応急）復旧工事に関する事。 3 飲料水の確保及び供給に関する事。
	下水道課	1 下水道施設の被害調査に関する事。 2 下水道施設の（応急）復旧工事に関する事。
教育委員会事務局	教育総務課	1 学校施設の被害調査に関する事。 2 学校施設の（応急）復旧工事に関する事。 3 教育委員会事務局の連絡調整に関する事。
	学校教育課	1 児童・生徒の避難等安全確保に関する事。 2 災害時における教育の確保に関する事。 3 被災児童の被害調査及び教科書等支給に関する事。
	教育文化財課	1 文化財の被害調査に関する事。 2 他課の応援に関する事。
	学校給食センター	1 学校給食センターの被害調査に関する事。 2 学校給食の確保に関する事。 3 炊き出しの協力に関する事。
	教育研究所	1 学校教育課の応援に関する事。
	公共施設振興公社事務局	1 学校給食センターの応援に関する事。
議会事務局	議会総務課	1 市議会議員との連絡に関する事。 2 災害見舞及び現地視察に関する事。
会計課		1 他課の応援に関する事。 2 義援金の出納に関する事。

選挙管理委員会事務局、監査委員会事務局は、総務部に含む。

農業委員会事務局は、企画経済部に含む。

[各種協定]

○応援協定一覧

平成 25 年 7 月 1 日現在

協定種別	協定先団体名	締結日	備 考
学校開放協定	帝京大学可児高等学校	H 8 . 10 . 2	非常災害時における学校開放に関する覚書
	可児高等学校	H 8 . 11 . 1	非常災害時における学校開放に関する覚書
	名城大学	H 16 . 1 . 26	非常災害時における避難所に関する覚書
	可児工業高等学校	H 24 . 10 . 31	非常災害時における教育施設等開放に関する覚書
施設使用協定	(株)アクトス	H 17 . 3 . 4、	非常災害時における避難所に関する覚書
	可茂衛生施設利用組合	H 18 . 11 . 1	非常災害時における避難所に関する覚書
	(医)馨仁会 老人保健施設花トピア可児	H 21 . 3 . 19	災害時における福祉避難所としての施設使用に関する協定書
	岐阜社会保険介護老人保健施設サンビュー可児	H 21 . 3 . 19	災害時における福祉避難所としての施設使用に関する協定書
	(福)可茂会 可茂学園	H 21 . 3 . 19	災害時における福祉避難所としての施設使用に関する協定書
	(福)協助会 春里苑	H 21 . 3 . 19	災害時における福祉避難所としての施設使用に関する協定書
	(福)さくら福祉会 チェリーヴィラ広見	H 21 . 3 . 19	災害時における福祉避難所としての施設使用に関する協定書
	(福)明耀会 瀬田の杜	H 21 . 3 . 19	災害時における福祉避難所としての施設使用に関する協定書
	(医)浅野会 桜ヶ丘ショートステイ	H 22 . 3 . 10	災害時における福祉避難所としての施設使用に関する協定書
	(株)ピュアウインド 美空の郷	H 22 . 3 . 10	災害時における福祉避難所としての施設使用に関する協定書
	(福)慈恵会	H 22 . 3 . 10	災害時における福祉避難所としての施設使用に関する協定書
	(福)仁愛会 特別養護老人ホーム フローレ川合	H 24 . 8 . 9	災害時における福祉避難所としての施設使用に関する協定書
	可児警察署、可児市文化芸術振興財団	H 24 . 7 . 5	災害発生時施設使用協定書
救急救護協定	(社)可児医師会	H 9 . 10 . 2	災害時における医療救護活動に関する協定書
	可児歯科医師会	H 18 . 3 . 30	災害時における歯科医療救護活動に関する協定書

協定種別	協定先団体名	締結日	備 考
物資協定	(株)セレスポ	H15.4.1	震災時における緊急設備支援に関する協定書
	(株)パロー	H19.8.8	災害時における生活必需物資の調達に関する協定
	生活協同組合コープぎふ	H21.4.1	緊急時における生活物資確保等の協力に関する協定書
	めぐみの農業協同組合	H23.5.31	災害時における相互応援に関する協定書
	NPO法人コメリ災害対策センター	H23.7.19	災害時における物資供給に関する協定書
燃料供給	(社)岐阜県エルピーガス協会可茂支部	H15.9.1	災害時におけるLPガスの供給に関する協定
	岐阜県石油商業組合可児支部	H15.9.1	災害時における石油類燃料の供給に関する協定
防災行政無線等運用協定	岐阜県	H9.3.3	岐阜県震度情報ネットワークシステムの管理・運営に関する協定書
	可茂消防事務組合	H10.4.1	可児市防災行政無線の運用に関する覚書
	可茂消防事務組合	H9.9.25	可児市防災行政無線に関する運用協定書
災害復旧協定	可児市管設備協同組合	H16.3.31	災害時における上下水道施設応急復旧活動に関する協定書
	可茂地区電気工事協議会	H18.11.8	災害時応援協力に関する協定
	可児市建築安全協力会	H19.2.6	災害時応援協力に関する協定
	岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	H21.10.13	災害応援協力に関する協定書
	可児市建設業協同組合	H22.5.18	可児市の災害応援協力に関する協定書
	岐阜県瓦葺組合可児加茂支部	H24.12.25	災害時における応急対策活動に関する協定書
災害時応援協定	岐阜県	H6.3.28	岐阜県防災ヘリコプター応援協定
	可児郵便局	H9.7.16	災害支援協力に関する覚書
放送・情報伝達協定	(株)ケーブルテレビ可児	H22.12.1	災害時における緊急放送に関する協定書
	国土交通省中部地方整備局長	H23.3.16	災害時の情報交換に関する協定書
	可児レピータハムクラブ	H24.4.1	アマチュア無線による災害時の情報伝達に関する協定
	F M ラインウェーブ(株)	H24.7.24	災害時におけるFM局の緊急放送に関する協定書

協定種別	協定先団体名	締結日	備 考
消防相互応援協定	土岐市	S 58 . 1 . 28	市及び可茂消防事務組合と土岐市との消防相互応援協定書
	多治見市	S 62 . 2 . 28	市及び可茂消防事務組合と多治見市との消防相互応援協定書
	岐阜県及び県下全市町村	H 3 . 3 . 11	岐阜県広域消防相互応援協定書
	可茂地区市町村	H 11 . 4 . 30	可茂地区市町村消防団消防相互応援協定
	犬山市	H 12 . 3 . 23	市と犬山市との消防相互応援協定
	岐阜県内26市町村6消防組合	H 21 . 3 . 2	岐阜県内の高速道路等における消防相互応援協定書
災害時相互応援協定	岐阜県及び県下全市町村	H 10 . 3 . 30	岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書
	東海環状自動車道沿線都市	H 17 . 3 . 16	東海環状自動車道沿線都市災害時相互応援協定
	愛知県武豊町	H 19 . 1 . 17	災害時における相互応援に関する協定書
	全国19市町	H 25 . 6 . 3	市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定書

[備蓄・資機材]

○防災備蓄倉庫内容一覧

平成 25 年 4 月 1 日現在

場 所	主 な 内 容 物													
	主食類 (食)	副食類 (食)	飲料水 (L)	発電機 (台)	投光器 (台)	コードリール (台)	担架 (台)	リアカー (台)	簡易トイレ (組)	毛布 (枚)	移動炊飯器 (台)	スコップ (本)	ボール (本)	間仕切り(パーティション) (組)
今渡公民館	2,374	350	180	1	1	1	2	1	20	90	0	2	4	
福祉センター	730	0	216	1	1	2	2	0	17	100	1	5	5	0
蘇南中学校	200	0	348	2	1	1	5	1	6	0	1	1	2	12
今渡北小学校	250	0	342	1	1	1	5	1	6	0	1	1	2	12
川合公民館	1,520	350	420	1	0	1	2	0	16	180	1	10	5	0
下恵土公民館	1,787	410	524	1	0	1	2	0	16	170	1	10	5	0
今渡南小学校	980	350	450	1	1	1	5	1	6	0	1	1	2	12
土田公民館	623	1,038	404	1	1	1	2	3	16	200	1	10	5	0
渡りクラブ	100	168	24	1	1	1	5	1	6	0	1	1	2	6
土田小学校	980	0	540	2	1	1	5	1	6	0	1	1	2	12
帷子公民館	1,810	1,050	528	1	1	1	2	0	22	197	1	10	5	0
帷子小学校	780	350	570	2	1	1	5	1	6	0	1	1	2	12
南帷子小学校	2,556	350	570	1	1	1	2	1	6	100	0	2	4	0
西可児中学校	1,080	350	570	2	1	1	5	1	6	0	1	1	2	12
広陵中学校	1,080	816	582	2	1	1	5	1	6	0	1	1	2	12
名城大学	0	0	0	2	1	0	5	1	6	0	1	1	2	12
春里公民館	790	350	315	1	1	1	2	0	16	198	1	10	5	0
海洋センター	100	408	108	2	1	1	5	1	6	215	1	1	2	12
可児川苑	780	0	108	1	1	1	2	2	7	0	0	1	2	0
春里小学校	390	0	318	2	1	1	5	1	6	0	1	1	2	12
可児高等学校	150	0	48	2	1	1	5	1	6	0	1	1	2	12
わくわく体験館	0	0	0	1	0	1	5	1	6	0	1	1	2	12
姫治公民館	1,312	350	358	1	0	1	2	0	16	185	2	10	5	0
Lポート可児	0	0	0	1	1	1	5	1	6	0	1	1	2	12
平牧公民館	1,832	700	288	1	0	2	2	0	16	99	1	7	4	0
福寿苑	324	350	300	1	1	1	3	1	6	0	0	1	2	12
旭小学校	780	0	570	2	1	1	5	1	6	0	1	1	2	10

資料編

場 所	主 な 内 容 物													
	主食類 (食)	副食類 (食)	飲料水 (L)	発電機 (台)	投光器 (台)	コードリール (台)	担架 (台)	リアカー (台)	簡易トイレ (組)	毛布 (枚)	移動炊飯器 (台)	スコップ (本)	ボール (本)	間仕切り(パーティション) (組)
桜ヶ丘公民館	1,520	600	300	1	1	1	2	0	21	190	1	5	5	0
桜ヶ丘小学校	880	350	465	2	1	2	2	2	6	100	0	2	4	0
東可児中学校	390	0	378	2	1	1	5	1	6	0	1	1	2	12
帝京可児高等学校	150	350	48	1	1	2	3	1	6	0	0	1	2	0
久々利公民館	150	408	108	1	2	1	1	0	16	188	1	10	5	0
東明小学校	150	0	168	1	1	1	5	1	6	0	1	1	2	12
広見公民館	930	700	0	1	0	1	2	0	26	160	1	10	5	0
総合会館	360	0	1,322	5	1	0	3	1	0	90	0	0	0	0
中部中学校	150	600	240	1	1	1	5	1	6	0	1	1	2	12
広見小学校	150	0	270	1	1	1	5	1	6	0	1	1	2	12
広見東公民館	629	350	237	1	0	1	2	0	16	200	1	8	5	0
中恵土公民館	350	408	216	1	2	1	2	0	28	200	1	10	5	0
可児工業高校	150	0	96	2	1	1	5	1	6	0	1	1	2	12
兼山公民館	95	39	50	1	4	7	2	5	8	80	2	19	4	0
兼山小学校	340	210	100	5	6	2	0	0	5	110	2	0	0	0
兼山保育園	120	0	25	2	4	1	2	0	5	90	0	19	4	0
兼山やすらぎ館	120	0	25	2	4	1	3	2	5	90	0	20	4	0
計	29,942	11,755	12,834	67	53	53	149	39	436	3,232	38	202	134	234

○水防センター資機材一覧

平成 25 年 4 月 1 日現在

資 機 材 等																
ユニックトラック	照明器	発動発電機	水中ポンプ(8インチ)	水中ポンプ(6インチ)	水中ポンプ(2インチ)	鉄線	わら縄	ブルーシート	杭(2mもの)	掛矢	たこ	シャベル・スコップ	斧	ハンマー	唐鍬	両ツル
(台)	(台)	(台)	(台)	(台)	(台)	(m)	(m)	(枚)	(本)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)
1	9	1	4	7	7	200	2,500	100	120	9	11	80	6	13	10	20

○給水用資機材の保有状況

平成 25 年 4 月 1 日現在

種 類	規格・仕様	数量	場 所	特記事項
アルミ給水タンク車	2,000ℓ	1台	水道部庁舎東倉庫	ポンプ機能付
アルミ給水タンク	2,000ℓ	1基	水道部庁舎東倉庫	ユニック積載
アルミ給水タンク	2,000ℓ	1基	水道部庁舎東倉庫	車載用
アルミ給水タンク	1,500ℓ	2基	水道部庁舎東倉庫	車載用
アルミ給水タンク	1,500ℓ	2基	大森ポンプ場内	車載用
アルミ給水タンク	1,500ℓ	5基	光陽台配水池倉庫	車載用
アルミ給水タンク	1,000ℓ	2基	水道部庁舎東倉庫	車載用
アルミ給水タンク	1,000ℓ	1基	兼山倉庫	車載用
樹脂製給水タンク	2,000ℓ	2基	大森ポンプ場内	
樹脂製給水タンク	1,200ℓ	26基	工業団地ポンプ場内	
樹脂製給水タンク	1,200ℓ	3基	兼山倉庫	
樹脂製給水タンク	800ℓ	1基	兼山倉庫	
樹脂製給水タンク	500ℓ	2基	水道部庁舎東倉庫	ポンプ付
樹脂製給水タンク	300ℓ	2基	水道部庁舎東倉庫	ポンプ付
ポリ容器	20ℓ	602個	水道部庁舎東倉庫	
ポリ容器	20ℓ	90個	大森ポンプ場内	
ポリ容器	20ℓ	150個	光陽台配水池倉庫	
ポリ容器	20ℓ	25個	桜ヶ丘ポンプ場内	
ポリ容器	20ℓ	125個	兼山倉庫	白色
飲料用水袋	6ℓ	1,508個	水道部庁舎東倉庫	
クレーン付トラック	2t	1台	水道部庁舎東倉庫	2.0m ³ タンク積載
トラック	1t	1台	水道部庁舎東倉庫	
給水用水中ポンプ	0.4kWエバラ	30台	水道部庁舎東倉庫	
給水用水中ポンプ	0.25kWツルミ	4台	水道部庁舎東倉庫	
給水用水中ポンプ	0.2kWエバラ	3台	水道部庁舎東倉庫	
発電機	1.5KVA	1台	水道部庁舎東倉庫	
発電機	0.9KVA	2台	水道部庁舎東倉庫	
単口消火栓引上口	町野 65mm	8個	水道部庁舎東倉庫	
単口消火栓引上口	町野 65mm	7セット	水道部庁舎東倉庫	
給水所看板		100枚	光陽台配水池倉庫	

○非常持出品リスト（第1次持出品）

分類	品目	備考	
基本 品 目	バック	非常持出袋（リュックサックなど）	背負えるもの
	水	飲料水（500ml ペットボトル）	持ち出せる範囲の量
	食料	非常食	乾パンなど水・調理なしで食べられるもの（3日間分）
		携帯食	チョコレート、飴、栄養補助食品など
	装備	ヘルメット・防災ずきん	頭を保護して逃げるもの
		軍手・手袋（作業用）	革製など丈夫な素材のもの
		懐中電灯（予備電池も）	手動発電式もある
	道具	万能ナイフ類	はさみ、ナイフ、缶切りの機能が一つになったもの
		ロープ（10m）	救助、避難
	情報	携帯ラジオ（予備電池も）	
		身分証明書のコピー	健康保険証、運転免許証など
		筆記用具（メモ用紙とペン）	油性ペン（太）もあるとよい
		現金（10円硬貨含む）	公衆電話用に10円、100円玉が必要
	救急	救急用品セット	消毒薬、ガーゼ、絆創膏、包帯、三角巾など
		ピンセット・毛抜き	
		常備薬・持病薬	処方箋のコピーも
	衛生	マスク	防寒用としても使える
		歯ブラシ、歯みがき	
		携帯トイレ	市販されている袋型などコンパクトなもの
		トイレトペーパー	トイレトペーパーは汎用性が高い
		ウェットティッシュ	水がない時に役立つ
	防寒	使い捨てカイロ	
		防寒用保温シート	
	汎用	タオル	汎用性が高いので多めに用意するとよい
		レジャーシート	
		安全ピン	
		ポリ袋	大きなものは雨具の代用としても使える
ライター		マッチより使い勝手がよい	
個別 に 検 討 す る 品 目	貴重品	予備鍵（家・車等）	
		通帳・証書類のコピー	
		予備メガネ・コンタクトレンズ	
	女性	生理用品	傷の手当て、ガーゼの代用としても使用できる
	高齢者 乳幼児	紙おむつ（大人用・乳幼児用）	
		粉ミルク・哺乳瓶・離乳食	
		介護用品	
	その他	衣類	
		ペット用品	

○避難生活のための備蓄品リスト（第2次持出品）

分類	品目	備考
水	飲料水（2ℓペットボトル）	1人1日3ℓが目安
食料	アルファ化米、パン缶、インスタントラーメン、缶詰類、レトルト食品、切り餅、塩など	個々の嗜好に照らして1週間分
衣類	下着、セーター、ジャンパー、靴下など	季節、個々の状況により必要な物を判断
日用品	毛布（タオルケット）	
	寝袋	
	タオル	
	バスタオル	
	ドライシャンプー	水なしで洗髪できる
	石鹸	
	卓上コンロ	
	ガスボンベ	
	鍋	
	割りばし	
	紙皿	
	紙コップ	
	スプーン、フォーク	
	ラップ	
	アルミホイル	
	トイレットペーパー	
	ウェットティッシュ	
	使い捨てカイロ	
	雨具	
古新聞		

[避難・医療・救助・救急]

○指定避難所一覧

平成 25 年 4 月 1 日現在

地区	施設名	所在地	電話番号	収容可能人員	種別
今 渡	今渡公民館	今渡1521-4	25 - 2602	150	A
	福祉センター	今渡682-1	62 - 1555	250	B (福祉避難所)
	蘇南中学校	今渡112	62 - 1010	800	B
	今渡北小学校	今渡1680	63 - 1500	350	B
川 合	川合公民館	川合北2-14	63 - 4339	150	A
下 恵 土	下恵土公民館	下恵土1673	63 - 4751	250	A
	今渡南小学校	下恵土3433-7	62 - 1366	350	B
土 田	土田公民館	土田2352-2	25 - 2217	200	A
	渡りクラブ	土田2675-4		50	C
	土田小学校	土田4226-1	25 - 2652	350	B
帷 子	帷子公民館	東帷子1011	65 - 2007	350	A
	帷子小学校	東帷子1047	65 - 4802	400	B
	南帷子小学校	東帷子2231	65 - 4181	400	B
	西可児中学校	若葉台7-1	65 - 6835	650	B
	広陵中学校	東帷子593	65 - 7991	650	B
	名城大学都市情報学部	虹ヶ丘4-3-3	69 - 0100	500	C
春 里	春里公民館	矢戸407	65 - 2006	150	A
	海洋センター	坂戸987-4	62 - 8603	350	B
	可児川苑	坂戸765	61 - 0248	150	B (福祉避難所)
	春里小学校	塩642-1	65 - 2063	400	B
	可児高等学校	坂戸987-2	62 - 1000	450	C
	わくわく体験館	塩河1071-4	65 - 1515	200	C
姫 治	姫治公民館	下切1530	62 - 0104	300	A
	Lポート可児	姫ヶ丘1-37	61 - 0111	250	B
平 牧	平牧公民館	二野2547-4	62 - 0067	250	A
	福寿苑	大森347-2	63 - 3333	100	B (福祉避難所)
	旭小学校	大森2078-3	62 - 0302	350	B
桜ヶ丘	桜ヶ丘公民館	皐ヶ丘6-1-1	64 - 0051	350	A
	桜ヶ丘小学校	桜ヶ丘5-55-2	64 - 0700	400	B
	東可児中学校	皐ヶ丘4-71	64 - 2700	500	B
	帝京大学可児高等学校	桂ヶ丘1-1	64 - 3211	450	C
久々利	久々利公民館	久々利1644-1	64 - 1120	150	A
	東明小学校	久々利1945	64 - 1128	350	B
広 見	広見公民館	広見7-77	62 - 2101	650	A
	総合会館	広見1-5	62 - 1111	150	B
	中部中学校	広見1086	62 - 1161	750	B
	広見小学校	広見71-1	62 - 1551	350	B
広見東	広見東公民館	瀬田1736	62 - 4063	150	A
中 恵 土	中恵土公民館	中恵土1896-1	62 - 8722	150	A
	可児工業高等学校	中恵土2358-1	62 - 1185	450	C
兼 山	兼山公民館	兼山701-1	59 - 2116	200	A
	兼山小学校	兼山1444-1	59 - 2211	500	B
	兼山保育園	兼山482-2	59 - 2102	70	B
	兼山やすらぎ館	兼山1011-1	59 - 2223	110	B (福祉避難所)

A：第一次避難所（災害の大小に関係なく開設する避難所）

B：第二次避難所（第一次避難所だけでは収容できない場合に開設する避難所）、福祉避難所：災害時要援護者優先の避難所

C：第三次避難所（上記の避難所の補完あるいは災害協定に基づいて開設する避難所）

広域避難場所：ふれあいパーク・緑の丘（羽崎 1269-38） 61-3538、総合運動場（坂戸 987-1） 62-8603

○医療機関一覧

平成 25 年 4 月 1 日現在

地区名	病 院 名	所 在 地	電話番号	診 療 科 目	備考
今 渡	今井内科	今渡1333-1-1	26 - 1234	内、呼、小、循、消	
	奥村皮フ科	今渡1653-1	63 - 5300	皮、泌	
	酒向産婦人科	今渡1886	62 - 3111	産、婦	
	武市クリニック	今渡1256-1	25 - 1138	内、胃、外、婦	
	たなかハートクリニック	今渡2393-1	62 - 9522	内、循、小、リハ	
	古川医院	今渡1919	62 - 7020	内、皮、眼、小	
	水野内科クリニック	今渡870	28 - 5055	内、放、循、呼、消	
川 合	梶の木内科医院	川合2340-1	60 - 3222	内、循、呼、胃、小、アレ	
下 恵 土	あんどうクリニック	下恵土3440-678	63 - 6611	内、小、リハ、消、循	
	牛丸内科	下恵土5830	63 - 1611	内、胃、小、皮	
	加藤整形外科	下恵土919	61 - 0971	整、リハ、リウ	
	熊谷医院	下恵土184	62 - 0062	皮、	
	さいとう耳鼻咽喉科	下恵土4112	62 - 8755	耳鼻咽、アレ	
	新可児クリニック	下恵土5500	61 - 0212	透析	
	杉山こどもクリニック	下恵土1625-1	63 - 5100	小	
	にしむら眼科	下恵土4028-2	63 - 1158	眼	
	はーとふるクリニック	下恵土5436-1	66 - 8181	内、小	
	ローズベルクリニック	下恵土2975-1	60 - 3355	産、婦	
土 田	岐阜社会保険病院	土田1221-5	25 - 3113	内、神、小、外、整、循、形、脳外、皮、 泌、眼、耳鼻咽、リハ、放、リウ、婦	
	たかぎ内科	土田3551-1	25 - 7181	内、呼、胃、循、小	
帷 子	浅井医院	鳩吹台6-30	65 - 6411	外、胃	
	かたびら眼科	東帷子3877	69 - 1001	眼	
	河内皮膚科・形成外科	菅刈839-5	65 - 0240	皮、形	
	中島クリニック	東帷子136	65 - 8833	内、胃、外、整、循、皮、泌、肛	
	西可児医院	帷子新町2-99	65 - 0123	内、小、外、リハ	
	西可児眼科クリニック	帷子新町2-72	65 - 9888	眼	
	林医院	帷子新町2-29	65 - 2623	精、神、心療内、リハ	
	ぴくしい整形外科	帷子新町2-115	65 - 0055	整、リハ、リウ	
	前田内科・小児科クリニック	東帷子947-2	65 - 4055	小、胃	
	森岡耳鼻咽喉科	菅刈839-5	65 - 0691	耳鼻咽	
	やまだ内科クリニック	菅刈839-5	69 - 0760	内、消	
	山本内科耳鼻科	長坂1-87-2	65 - 1919	内、耳鼻咽、小、循	

地区名	病院名	所在地	電話番号	診療科目	備考
春里	Akiなかむらクリニック	坂戸599	60 - 2300	内、消、外、肛	
	くろだ胃腸科内科	塩917-1	66 - 0606	内、胃	
	ひまわりファミリークリニック	坂戸818	60 - 1011	内、小、皮	
姫治	奥野医院	下切3808-1	62 - 7501	内、小、呼	
平牧	こんどう内科クリニック	羽崎245-1	60 - 2345	内、糖内	
桜ヶ丘	大野整形外科・外科医院	皐ヶ丘1-10	64 - 3223	整、外	
	桜ヶ丘クリニック	桜ヶ丘6-73-8	64 - 4588	内、小	
	桜ヶ丘診療所	桜ヶ丘6-73-7	64 - 1825	内、小	
	さつきクリニック	皐ヶ丘1-168	56 - 1077	内、循、呼	
久々利	可児市国民健康保険診療所	久々利1644	64 - 1126	内、小	
広見	宗宮整形外科	広見36-1	62 - 8780	整、リハ	
	とまつレディースクリニック	広見2097	61 - 1138	産、婦	
	濃成病院	広見851-8	62 - 1100	内、小、外、皮、泌、胃、肛、整、放、リハ	
	はせがわ小児科クリニック	広見2437-1	60 - 0678	小	
	東可児病院	広見1520	63 - 1200	内、脳神、小、外、眼、呼、整、リハ、透析、循、放射、リウ	
	藤掛病院	広見876	62 - 0030	内、循、小、外、整、脳外、泌、皮、胃、リハ、透析	
	堀澤医院	広見2310-1	61 - 0038	内、小、循、リハ	
	安田眼科クリニック	広見4-25	62 - 7576	眼	
	山本耳鼻咽喉科	広見4-27	62 - 8233	耳鼻	
	早稲田クリニック	広見1-17	62 - 7838	神、神内	
中恵土	キッズクリニックありす	中恵土2359-634	61 - 5001	小、内、循、アレ	
	みなもり内科クリニック	中恵土1885-1	60 - 4777	内、小、消、循	
兼山	藤掛内科	兼山630	59 - 2100	内、外、小	

は、可児医師会医療機関

診療科目の内訳

内	= 内科	理	= 理学診療科	整	= 整形外科	耳	= 耳鼻科
精	= 精神科	胃	= 胃腸科	皮	= 皮膚科	眼	= 眼科
神	= 神経科	循	= 循環器科	泌	= 泌尿器科	放	= 放射線科
神内	= 神経内科	形	= 形成外科	肛	= 肛門科	歯	= 歯科
呼	= 呼吸器科	小	= 小児科	産	= 産科	心療内	= 心療内科
消	= 消化器科	外	= 外科	婦	= 婦人科		
脳外	= 脳神経外科	リハ	= リハビリテーション科	アレ	= アレルギー科		
糖内	= 糖尿病内科	リウ	= リウマチ科	耳鼻	= 耳鼻咽喉科		

○災害用救急医療セット一覧

保管場所：市役所
平成 25 年 4 月 1 日現在

1 蘇生セット（緑）

品名		単位	数量
診断用具	喉頭鏡	組	2
	携帯用血圧計	個	2
	聴診器	個	2
	手動式人工呼吸器	組	2
吸引用具	アンブレスキューマスク	個	2
	足踏式吸引器	個	2
	サクションコネクター	個	4
	サクションカテーテル	本	4
気管内挿管用具	気管内チューブ	個	6
	スタイレット	本	4
	開口器	個	2
	舌鉗子	本	1
	舌圧子	組	1
	鼻鏡	本	1
	バイトブロック	個	4
	鼻用エアウェイ	個	4
気管開切用具	気管切開カニューレ	個	4
	気管切開セット（ケース入）	組	2
医療品衛生材料	キシロカインゼリー	個	1
	マキロン	個	1
	ヒビテン液	本	1
	滅菌ガーゼ	包	30
	絆創膏	個	10
	包帯	本	2
	手術用手袋	双	6
止血鉗子	本	2	
ピンセット	本	2	
雑剪刀	本	1	
懐中電灯	本	2	
バルンカテーテル	本	6	
ネラトンカテーテル	本	6	
チーマンカテーテル	本	2	
カフポンプ	本	2	
蘇生器	個	1	
酸素ボンベ	本	1	

2 創傷セット（青）

品名		単位	数量
縫合止血セット（ケース入）		組	5
セット 外科医療用具 医薬品	止血帯	本	2
	雑剪刀	本	1
	手術用手袋	双	10
	ヒビテン液	本	1
	カルボカイン	箱	2
	スポンゼル	箱	2
注射器（5ml）		本	5
注射器（10ml）		本	10
衛生材料	滅菌ガーゼ	包	60
	三角巾	枚	20
	網包帯	箱	3
	弾性包帯	箱	2
	絆創膏	箱	1
	救急絆	箱	1
	油紙	箱	2
	タオル	枚	5
手術衣セット		組	5

3 熱傷セット

品名		単位	数量
衛生材料・医療器具・医薬品	滅菌ガーゼ	包	18
	タオル	枚	5
	シーツ	枚	5
	網包帯	箱	3
	三角巾	枚	20
	包帯	本	5
	絆創膏	箱	1
	手術用手袋	双	20
	ピンセット	本	5
	軟膏ベラ	本	2
	雑剪刀	本	2
	ワセリン	個	2
	ヒビテン液	本	1
	ソフラチュール	枚	5
	生理食塩水	本	2

4 骨折セット1号/2号(黄)

品名		単位	数量
固定具	マジックギブス	組	1
	ポンプ	個	1

5 骨折セット3号(黄)

品名		単位	数量
固定具 衛生材料器具	針金副子	本	4
	アルフェンス	箱	6
	バストバンド	箱	4
	弾性包帯(巾5cm)	箱	4
	弾性包帯(巾10cm)	箱	2
	包帯	本	12
	三角巾	枚	20
	絆創膏	箱	1
	絆創膏	箱	1
	ブランチューブSS	箱	1
	ブランチューブS	箱	1
	雑剪刀	本	2
	金切バサミ	本	1

6 輸血・輸液セット1号/2号(黒)

品名		単位	数量
輸血輸液用 デバイス	輸血セット	個	10
	輸液セット	個	10
	定量(小児用)輸液セット	個	7
	エラストー針	個	5
	翼状針	組	15
	医療器具	絆創膏	組
アメゴム		本	3
静脈切開セット(ケース入)		組	3
マジックギブス		個	1
点滴用副子		本	3
血液型判定用紙	束	1	
手術用手袋	双	10	
折りたたみ式ガードル	個	1	

医薬品	ソルデム4	本	2
	ブドウ糖注射液5%	本	2
	低分子デキストランブドウ糖	本	4
	生理食塩水	本	2
	乳酸リンゲル液	本	4
	低分子デキストデンL	本	6
洗眼用ポリ瓶		本	3

7 緊急医薬品セット(白)

品名		単位	数量
注射薬	フェノバル注	箱	5
	ソセゴン注	箱	5
	アドナ注	箱	5
	ブスコバン注	箱	5
	ソルコーテフ注	箱	10
	セファメジン注	箱	5
	注射用ピクシリン注	箱	1
	セフメタゾン静注	箱	1
	エホチール注	箱	1
	テラプチク注	箱	1
	ノルアドレナリン注	箱	5
	メイロン注	箱	2
	プロタノールL注	箱	1
	キシロカイン注	箱	2
	サクシゾン注	箱	1
	テタノセーラ注	本	5
	沈降性破傷風トキソイド	箱	2
内容外用薬	ネオメドロールE E眼軟膏	本	20
	インテバン座薬	箱	1
	アルピーニ座薬	箱	1
	ニトロール	箱	1
注射器具	静脈注射針	箱	1
	皮下注射	箱	1
	皮下注射	箱	1
	アメゴム	本	10

8 雑品セット(茶)

品名	単位	数量
水桶	個	4
ポリタンク	個	2
サーチライト	個	2
ビニールシート	枚	2
寝袋	個	1
カンテラ	個	1
タオル	枚	5
ペンライト	個	2
ヒシャク	個	1
紙コップ	個	10
眼帯	個	50
手洗ブラシ	個	2
石けん	個	2
ペンチ	本	1
ドライバー	本	1
ポンプ	個	1
サインペン	本	2
手術衣セット	組	5

[通信・輸送]

○防災行政無線設備一覧

1 同報系無線（アナログ）

平成25年4月1日現在

(1)親局設備（本部施設） 周波数 68.835MHz 1波 送信出力 5W以下

設置場所		住所
送信所	可児市役所（3階無線室）	広見1-1
第1通信所	可児市役所	広見1-1
第2通信所	可茂消防事務組合消防本部	美濃加茂市加茂川町3-7-7

(2)子局設備（受信施設） 周波数 68.835MHz 1波

管理番号	局名	管理番号	局名	管理番号	局名	管理番号	局名	管理番号	局名
0	市役所	55	中恵土(1)	98	土田(9)	148	矢戸(2)	197	大森(2)
1	久々利(2)	56	中恵土(2)	99	土田(10)	149	矢戸(3)	198	大森(3)
2	広見東(5)	57	中恵土(3)	100	土田(11)	150	矢戸(4)	199	大森(4)
3	広見(6)	58	中恵土(4)	101	土田(12)	153	長洞室原(1)	200	大森(5)
4	今渡(2)	59	中恵土(5)	102	土田(13)	154	長洞室原(2)	201	大森(6)
5	土田(3)	61	川合(1)	103	土田(14)	155	長洞室原(3)	202	大森(9)
6	西帷子(2)	62	川合(2)	107	西帷子(1)	156	塩河(1)	203	大森(8)
7	長洞室原(3)	63	川合(3)	109	鳩吹台(1)	157	塩河(2)	204	大森(10)
8	塩河(4)	64	川合(4)	110	鳩吹台(2)	158	塩河(3)	205	大森(11)
9	大森(7)	65	川合(5)	111	鳩吹台(3)	159	塩河(5)	206	大森(12)
10	下切(4)	66	川合(6)	113	管刈(1)	160	清水ヶ丘(1)	207	大森(13)
11	皐ヶ丘(1)	69	今渡(1)	114	管刈(2)	161	清水ヶ丘(2)	208	大森(14)
12	土田(8)	70	今渡(3)	115	管刈(3)	162	清水ヶ丘(3)	211	桜ヶ丘(1)
13	兼山(5)	71	今渡(4)	117	緑(1)	163	清水ヶ丘(4)	212	桜ヶ丘(2)
20	久々利(1)	72	今渡(5)	118	緑(2)	165	今(1)	213	桜ヶ丘(3)
21	久々利(3)	73	今渡(6)	120	長坂(1)	166	今(2)	214	桜ヶ丘(4)
22	久々利(4)	74	今渡(7)	121	長坂(2)	167	今(3)	215	桜ヶ丘(5)
23	久々利(5)	75	今渡(8)	122	長坂(3)	169	谷追間	218	皐ヶ丘(2)
24	久々利(6)	76	今渡(9)	123	長坂(4)	171	下切(1)	219	皐ヶ丘(3)
25	久々利(7)	77	今渡(10)	124	長坂(5)	172	下切(2)	220	皐ヶ丘(4)
26	久々利(8)	79	下恵土(1)	125	帷子(1)	173	下切(3)	226	星見台(1)
27	久々利(9)	80	下恵土(2)	126	帷子(2)	174	下切(5)	229	兼山(1)
28	久々利(10)	81	下恵土(3)	128	虹ヶ丘(1)	175	下切(6)	230	兼山(2)
30	久々利(12)	82	下恵土(4)	129	虹ヶ丘(2)	176	下切(7)	231	兼山(3)
31	広見東(1)	83	下恵土(5)	131	光陽台(1)	177	下切姫ヶ丘(1)	232	兼山(4)
32	広見東(2)	84	下恵土(6)	132	光陽台(2)	178	下切姫ヶ丘(2)	233	兼山(6)
33	広見東(3)	85	下恵土(7)	134	若葉台(1)	179	下切姫ヶ丘(3)	234	兼山(7)
34	広見東(4)	86	下恵土(8)	135	若葉台(2)	182	緑ヶ丘(1)	235	兼山(8)
35	広見東(6)	87	下恵土(9)	136	若葉台(3)	183	緑ヶ丘(2)	236	兼山(9)
36	広見東(7)	88	下恵土(10)	138	愛岐ヶ丘(1)	184	緑ヶ丘(3)	239	桂ヶ丘(1)
37	広見東(8)	89	下恵土(11)	139	愛岐ヶ丘(2)	186	羽崎(1)	240	桂ヶ丘(2)
38	広見東(9)	90	下恵土(12)	140	愛岐ヶ丘(3)	187	羽崎(2)	243	広眺ヶ丘(1)
43	広見(1)	92	土田(1)	141	塩・坂戸(1)	188	羽崎(3)	244	広眺ヶ丘(2)
44	広見(2)	93	土田(2)	142	塩・坂戸(2)	189	羽崎(4)	245	広眺ヶ丘(3)
45	広見(3)	94	土田(4)	143	塩・坂戸(3)	191	羽生ヶ丘(1)	246	広眺ヶ丘(4)
46	広見(4)	95	土田(5)	144	塩・坂戸(4)	192	羽生ヶ丘(2)		
47	広見(5)	96	土田(6)	145	塩・坂戸(5)	194	二野		
48	広見(7)	97	土田(7)	147	矢戸(1)	196	大森(1)		

計 187基

(3) 個別受信機 (屋内受信設備)

管理番号	設置場所	管理番号	設置場所	管理番号	設置場所	管理番号	設置場所
1	市役所防災安全課	16	西可児中学校	31	かたびら第2幼稚園	46	桜ヶ丘連絡所
2	東明小学校	17	瀬田幼稚園	32	広見保育園	47	C A T V可児告知放送用
3	旭小学校	18	久々利保育園	33	すみれ楽園	48	市役所庁内放送用
4	桜ヶ丘小学校	19	めぐみ保育園	34	久々利連絡所	50	可児工業団地組合
5	広見小学校	20	土田保育園	35	広見東連絡所	51	可茂消防本部通信司令室
6	今渡北小学校	21	農業大学校	36	広見連絡所	52	兼山連絡所
7	今渡南小学校	22	可児高等学校	37	中恵土連絡所	53	兼山小学校
8	土田小学校	23	可児工業高等学校	38	川合連絡所	54	共和中学校
9	春里小学校	24	大栄幼稚園	39	今渡連絡所	55	兼山公民館
10	帷子小学校	25	ひめ幼稚園	40	下恵土連絡所		
11	南帷子小学校	26	桜ヶ丘幼稚園	41	土田連絡所		
12	蘇南中学校	27	今渡幼稚園	42	帷子連絡所		
13	中部中学校	28	かわい幼稚園	43	春里連絡所		
14	広陵中学校	29	トキワ幼稚園	44	姫治連絡所		
15	東可児中学校	30	かたびら幼稚園	45	平牧連絡所		

計 54台

(4) 地区遠隔装置

管理番号	設置場所	管理番号	設置場所	管理番号	設置場所	管理番号	設置場所
2	川合連絡所	11	広見東連絡所	22	今渡南小学校	31	西可児中学校
3	下恵土連絡所	13	中恵土連絡所	23	土田小学校	32	愛岐ヶ丘集会所
4	土田連絡所	14	広見連絡所	24	春里小学校	33	長坂集会所
5	帷子連絡所	15	今渡連絡所	25	帷子小学校	34	広眺ヶ丘第1集会所
6	春里連絡所	17	東明小学校	26	南帷子小学校	35	鳩吹台集会所
7	姫治連絡所	18	旭小学校	27	中部中学校	37	兼山連絡所
8	平牧連絡所	19	桜ヶ丘小学校	28	蘇南中学校	38	兼山小学校
9	桜ヶ丘連絡所	20	広見小学校	29	広陵中学校	39	共和中学校
10	久々利連絡所	21	今渡北小学校	30	東可児中学校		

計 35台

2 移動系無線 (アナログ)

平成25年4月1日現在

(1) 周波数 466.95MHz 1波 送信出力 10W

呼出名称	配置場所	備考	呼出名称	配置場所	備考
ぎょうせいかに	市役所 (無線室、防災安全課)	基地局	かに7	公用車 (予備消防車)	車載型
かに1	公用車 (防災安全課)	車載型	かに8	公用車 (共用車 37)	車載型
かに2	公用車 (共用車 14)	車載型	かに9	公用車 (共用車 2)	車載型
かに3	公用車 (共用車 7)	車載型	かに10	公用車 (共用車 28)	かに10
かに4	公用車 (共用車 12)	車載型	かに11	公用車 (共用車 29)	かに11
かに5	公用車 (共用車 27)	車載型	かに12	公用車 (共用車 30)	車載型
かに6	公用車 (マイクロバス)	車載型	かに13	公用車 (教育総務課)	車載型

呼出名称	配置場所	備考	呼出名称	配置場所	備考
かに14	公用車（共用車 18）	車載型	かに本部 1 18	市役所（無線室）	携帯型
かに15	公用車（都市整備課）	車載型	かに本部 1 19	市役所（無線室）	携帯型
かに16	公用車（用地課）	車載型	かに第 1 分団第 1 部 1	消防車（第 1 分団第 1 部）	車載型
かに17	公用車（共用車 1）	車載型	かに第 1 分団第 1 部201	消防車庫（第 1 分団第 1 部）	半固定型
かに18	公用車（都市整備課）	車載型	かに第 1 分団第 2 部 1	消防車（第 1 分団第 2 部）	車載型
かに19	公用車（福祉課）	車載型	かに第 1 分団第 2 部201	消防車庫（第 1 分団第 2 部）	半固定型
かに今渡 1	今渡連絡所	車載型	かに第 1 分団第 3 部 1	消防車（第 1 分団第 3 部）	車載型
かに川合 1	川合連絡所	車載型	かに第 1 分団第 3 部201	消防車庫（第 1 分団第 3 部）	半固定型
かに下恵土 1	下恵土連絡所	半固定型	かに第 1 分団第 4 部 1	消防車（第 1 分団第 4 部）	車載型
かに土田 1	土田連絡所	半固定型	かに第 1 分団第 4 部201	消防車庫（第 1 分団第 4 部）	半固定型
かに帷子 1	帷子連絡所	半固定型	かに第 2 分団第 1 部 1	消防車（第 2 分団第 1 部）	車載型
かに春里 1	春里連絡所	半固定型	かに第 2 分団第 1 部201	消防車庫（第 2 分団第 1 部）	半固定型
かに姫治 1	姫治連絡所	半固定型	かに第 2 分団第 2 部 1	消防車（第 2 分団第 2 部）	車載型
かに平牧 1	平牧連絡所	半固定型	かに第 2 分団第 2 部201	消防車庫（第 2 分団第 2 部）	半固定型
かに桜ヶ丘 1	桜ヶ丘連絡所	半固定型	かに第 2 分団第 3 部 1	消防車（第 2 分団第 3 部）	車載型
かに久々利 1	久々利連絡所	半固定型	かに第 2 分団第 3 部201	消防車庫（第 2 分団第 3 部）	半固定型
かに広見東 1	広見東連絡所	半固定型	かに第 2 分団第 4 部 1	消防車（第 2 分団第 4 部）	車載型
かに広見 1	広見連絡所	半固定型	かに第 2 分団第 4 部201	消防車庫（第 2 分団第 4 部）	半固定型
かに中恵土 1	中恵土連絡所	半固定型	かに第 3 分団第 1 部 1	消防車（第 3 分団第 1 部）	車載型
かに兼山 1	兼山連絡所	半固定型	かに第 3 分団第 1 部201	消防車庫（第 3 分団第 1 部）	半固定型
かに本部 1 01	市役所（無線室）	半固定型	かに第 3 分団第 2 部 1	消防車（第 3 分団第 2 部）	車載型
かに本部 1 02	市役所（無線室）	半固定型	かに第 3 分団第 2 部201	消防車庫（第 3 分団第 2 部）	半固定型
かに本部 1 03	市役所（無線室）	携帯型	かに第 3 分団第 3 部 1	消防車（第 3 分団第 3 部）	車載型
かに本部 1 04	市役所（無線室）	携帯型	かに第 3 分団第 3 部201	消防車庫（第 3 分団第 3 部）	半固定型
かに本部 1 05	市役所（無線室）	携帯型	かに第 3 分団第 4 部 1	消防車（第 3 分団第 4 部）	車載型
かに本部 1 06	市役所（無線室）	携帯型	かに第 3 分団第 4 部201	消防車庫（第 3 分団第 4 部）	半固定型
かに本部 1 07	市役所（無線室）	携帯型	かに第 4 分団第 1 部 1	消防車（第 4 分団第 1 部）	車載型
かに本部 1 08	市役所（無線室）	携帯型	かに第 4 分団第 1 部201	消防車庫（第 4 分団第 1 部）	半固定型
かに本部 1 09	市役所（無線室）	携帯型	かに第 4 分団第 2 部 1	消防車（第 4 分団第 2 部）	車載型
かに本部 1 10	市役所（無線室）	携帯型	かに第 4 分団第 2 部201	消防車庫（第 4 分団第 2 部）	半固定型
かに本部 1 11	市役所（無線室）	携帯型	かに第 4 分団第 3 部 1	消防車（第 4 分団第 3 部）	車載型
かに本部 1 12	市役所（無線室）	携帯型	かに第 4 分団第 3 部201	消防車庫（第 4 分団第 3 部）	半固定型
かに本部 1 13	市役所（無線室）	携帯型	かに第 4 分団第 4 部 1	消防車（第 4 分団第 4 部）	車載型
かに本部 1 14	市役所（無線室）	携帯型	かに第 4 分団第 4 部 2	消防車（第 4 分団第 4 部）	車載型
かに本部 1 15	市役所（無線室）	携帯型	かに第 4 分団第 4 部 3	消防車庫（第 4 分団第 4 部）	半固定型
かに本部 1 16	市役所（無線室）	携帯型	かに海洋センター 1	海洋センター	半固定型
かに本部 1 17	市役所（無線室）	携帯型	かに福祉センター 1	福祉センター	半固定型

計 87 台

3 移動系無線局（デジタル）

平成 25 年 4 月 1 日現在

(1) M C A 無線機

呼出名称	配置場所	呼出名称	配置場所	呼出名称	配置場所
災対本部 1	市役所（防災安全課）	第 1 分団長	消防団第 1 分団長	第 3 分団長	消防団第 3 分団長
災対本部 2	市役所（防災安全課）	第 1 分団 1	消防車庫（第 1 分団第 1 部）	第 3 分団 1	消防車庫（第 3 分団第 1 部）
災対本部 3	市役所（防災安全課）	第 1 分団 2	消防車庫（第 1 分団第 2 部）	第 3 分団 2	消防車庫（第 3 分団第 2 部）
土木班 1	市役所（土木課）	第 1 分団 3	消防車庫（第 1 分団第 3 部）	第 3 分団 3	消防車庫（第 3 分団第 3 部）
土木班 2	市役所（土木課）	第 1 分団 4	消防車庫（第 1 分団第 4 部）	第 3 分団 4	消防車庫（第 3 分団第 4 部）
土木班 3	市役所（土木課）	第 2 分団長	消防団第 2 分団長	第 4 分団長	消防団第 4 分団長
可児警察署	可児警察署（警備課）	第 2 分団 1	消防車庫（第 2 分団第 1 部）	第 4 分団 1	消防車庫（第 4 分団第 1 部）
南消防署	南消防署	第 2 分団 2	消防車庫（第 2 分団第 2 部）	第 4 分団 2	消防車庫（第 4 分団第 2 部）
消防団長	市役所（防災安全課）	第 2 分団 3	消防車庫（第 2 分団第 3 部）	第 4 分団 3	消防車庫（第 4 分団第 3 部）
消防指導員	消防団指導員	第 2 分団 4	消防車庫（第 2 分団第 4 部）	第 4 分団 4	消防車庫（第 4 分団第 4 部）

計 30 台

○防災相互通信用無線局一覧

平成 25 年 4 月 1 日現在

免許人名	事業所名	設置場所	呼出名称	局種	目的	周波数 (MHz)
警察庁	可児警察署	可児市	ギフケイ979	M L・M P	警察用	158.35
可児市	可児市役所	可児市	カニ 1	M L	防災行政用	466.775
可茂消防事務組合	南消防署	可児市	カモミナミシレイ 1	M L	消防用	158.35
可茂消防事務組合	南消防署	可児市	カモミナミスイソウ 1	M L	消防用	158.35
可茂消防事務組合	南消防署	可児市	カモミナミセキサイ 1	M L	消防用	158.35
可茂消防事務組合	南消防署	可児市	カモミナミカガク 1	M L	消防用	158.35
可茂消防事務組合	南消防署	可児市	カモミナミハシゴ 1	M L	消防用	158.35
可茂消防事務組合	南消防署	可児市	カモミナミ103	M L	消防用	158.35
可茂消防事務組合	南消防署	可児市	カモミナミ105	M L	消防用	158.35
可茂消防事務組合	南消防署	可児市	カモミナミ106	M L	消防用	158.35
可茂消防事務組合	南消防署	可児市	カモミナミ107	M L	消防用	158.35
可茂消防事務組合	南消防署	可児市	カモミナミ108	M L	消防用	158.35
可茂消防事務組合	南消防署	可児市	カモミナミ201	M L	消防用	158.35
可茂消防事務組合	南消防署	可児市	カモミナミキュウジョ 1	M L	消防用	158.35
可茂消防事務組合	南消防署	可児市	キュウキュウカモミナミ 1	M L	消防用	158.35
可茂消防事務組合	西可児分署	可児市	カモニシカニ101	M L	消防用	158.35
可茂消防事務組合	西可児分署	可児市	カモニシカニ102	M L	消防用	158.35
可茂消防事務組合	西可児分署	可児市	キュウキュウカモニシカニ 1	M L	消防用	158.35
可茂消防事務組合	西可児分署	可児市	カモニシカニ 1	M L	消防用	158.35
可茂消防事務組合	東可児分遣所	可児市	カモヒガシカニ101	M L	消防用	158.35
可茂消防事務組合	東可児分遣所	可児市	カモヒガシカニ102	M L	消防用	158.35
可茂消防事務組合	東可児分遣所	可児市	キュウキュウカモヒガシカニ 1	M L	消防用	158.35
可茂消防事務組合	東可児分遣所	可児市	カモヒガシカニ 1	M L	消防用	158.35
関西電力	今渡電力所	可児市	カンデンイマワタリ76	M L	電気事業用	158.35

(注) M P = 携帯局 M L = 陸上移動局

○防災ヘリコプター緊急離着陸場及び飛行場外離着陸場一覧

平成 25 年 4 月 1 日現在

施設名	所在地	地積(m) × (m)	電話	座標
今渡南小学校	下恵土3343-7	95 × 130	62 - 1366	E 137° 03 00 N 35° 25 39
今渡北小学校	今渡1680	120 × 120	63 - 1500	E 137° 02 52 N 35° 25 48
蘇南中学校	今渡112	110 × 120	62 - 1010	E 137° 02 12 N 35° 25 41
土田小学校	土田4226-1	60 × 120	25 - 2652	E 137° 00 55 N 35° 25 24
広陵中学校	東帷子593	110 × 220	65 - 7991	E 137° 00 50 N 35° 24 15
帷子小学校	東帷子1047	110 × 110	65 - 4802	E 137° 00 34 N 35° 23 56
西可児中学校	若葉台7-1	130 × 180	65 - 6835	E 137° 01 00 N 35° 24 00
南帷子小学校	東帷子2231	130 × 150	65 - 4181	E 137° 01 00 N 35° 23 19
春里小学校	塩642-1	110 × 120	65 - 2063	E 137° 01 41 N 35° 24 14
総合運動場	坂戸987-4	120 × 120	62 - 8603	E 137° 02 36 N 35° 24 33
旭小学校	大森2078-3	80 × 150	62 - 0302	E 137° 04 15 N 35° 24 20
東可児中学校	梶ヶ丘4-71	90 × 190	64 - 2700	E 137° 06 50 N 35° 22 40
桜ヶ丘小学校	桜ヶ丘5-55-2	120 × 130	64 - 0700	E 137° 06 45 N 35° 22 55
東明小学校	久々利1945	140 × 180	64 - 1128	E 137° 05 48 N 35° 24 20
中部中学校	広見1086	120 × 120	62 - 1161	E 137° 04 29 N 35° 05 03
広見小学校	広見71-1	80 × 160	62 - 1551	E 137° 04 15 N 35° 05 16
広見市民運動場	石井227-2	90 × 140	62 - 8603	E 137° 04 33 N 35° 05 23
可児工業高等学校	中恵土2358-1	100 × 140	62 - 1185	E 137° 03 51 N 35° 05 42
ふれあいパーク緑の丘	羽崎1269-38	220 × 171	62 - 1111	E 137° 06 00 N 35° 24 41
東建塩河カントリー倶楽部	塩河846-1	55 × 45	65 - 9111	E 137° 02 35 N 35° 22 01
兼山小学校	兼山1444-1	90 × 155	59-2211	E 137° 05 36 N 35° 26 58
坊主山グランド	兼山1400-1	100 × 90	62 - 8603	E 137° 05 47 N 35° 27 18
兼山ふれあい広場	兼山702-1	80 × 50	62 - 1111	E 137° 05 30 N 35° 27 18

○災害時優先電話設置場所一覧

平成 25 年 4 月 1 日現在

場 所	電話番号	場 所	電話番号
市役所	62 - 1111	土田小学校（指定避難所）	25 - 2652
水道庁舎	60 - 1225	帷子小学校（指定避難所）	65 - 4802
総合会館分室	62 - 1512	南帷子小学校（指定避難所）	65 - 4181
今渡公民館（指定避難所）	25 - 2602	春里小学校（指定避難所）	65 - 2063
川合公民館（指定避難所）	63 - 4339	旭小学校（指定避難所）	62 - 0302
下恵土公民館（指定避難所）	63 - 4751	桜ヶ丘小学校（指定避難所）	64 - 0700
土田公民館（指定避難所）	25 - 2217	東明小学校（指定避難所）	64 - 1128
帷子公民館（指定避難所）	65 - 2007	広見小学校（指定避難所）	62 - 1551
春里公民館（指定避難所）	65 - 2006	兼山小学校（指定避難所）	59 - 2211
姫治公民館（指定避難所）	62 - 0104	蘇南中学校（指定避難所）	62 - 1010
平牧公民館（指定避難所）	62 - 0067	西可児中学校（指定避難所）	65 - 6835
桜ヶ丘公民館（指定避難所）	64 - 0051	広陵中学校（指定避難所）	65 - 7991
久々利公民館（指定避難所）	64 - 1120	東可児中学校（指定避難所）	64 - 2700
広見公民館（指定避難所）	62 - 2101	中部中学校（指定避難所）	62 - 1161
広見東公民館（指定避難所）	62 - 4063	福祉センター（指定避難所）	62 - 1555
中恵土公民館（指定避難所）	62 - 8722	可児川苑（指定避難所）	61 - 0248
兼山公民館（指定避難所）	59 - 2116	福寿苑（指定避難所）	63 - 3333
兼山連絡所	59 - 2111	兼山やすらぎ館（指定避難所）	59 - 2223
瀬田幼稚園	62 - 1302	海洋センター（指定避難所）	62 - 8603
めぐみ保育園	62 - 3932	わくわく体験館（指定避難所）	65 - 1515
土田保育園	26 - 8318	Lポート可児（指定避難所）	61 - 0111
久々利保育園	64 - 1512	久々利診療所	64 - 1126
兼山保育園（指定避難所）	59 - 2102	図書館	61 - 0111
今渡北小学校（指定避難所）	63 - 1500	学校給食センター	62 - 5120
今渡南小学校（指定避難所）	62 - 1366	文化創造センター	60 - 3050

○物資及び人員の拠点施設一覧

1 物資

第1次物流（集積配分）拠点	第2次物流（集積配分）拠点
道の駅可児ッテ（柿田 416-1） 61-3780	帷子公民館（東帷子 1011） 65-2007 桜ヶ丘公民館（皇ヶ丘 6-1-1） 64-0051 福祉センター（今渡 682-1） 62-1555

2 人員

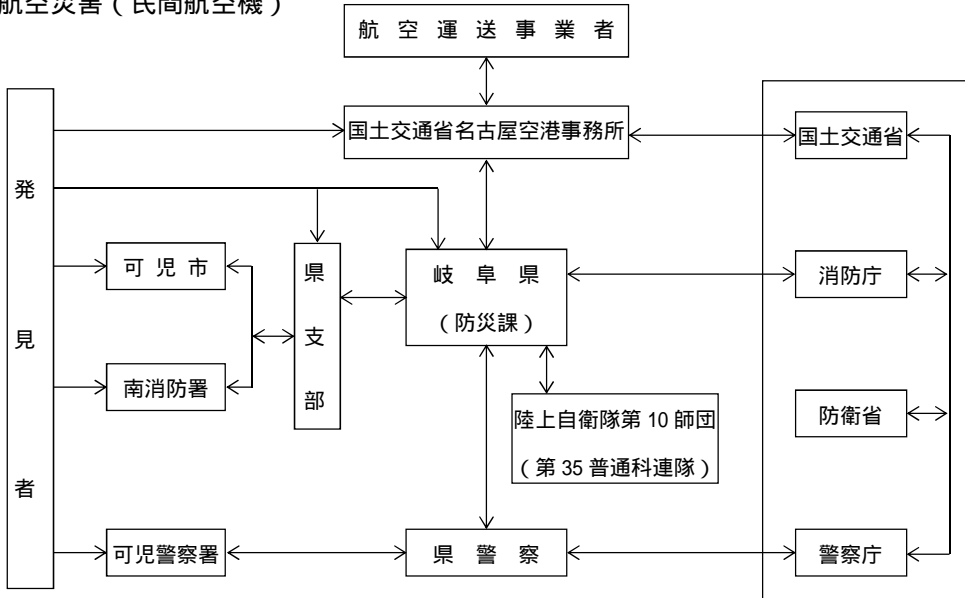
第1次活動拠点	第2次活動拠点
道の駅可児ッテ（柿田 416-1） 61-3780	ふれあいパーク・緑の丘（羽崎 1269-38） 61-3538 総合運動場（坂戸 987-1） 62-8603[海洋センター] Lポート可児（姫ヶ丘 1-37） 61-0111

○緊急輸送道路一覧

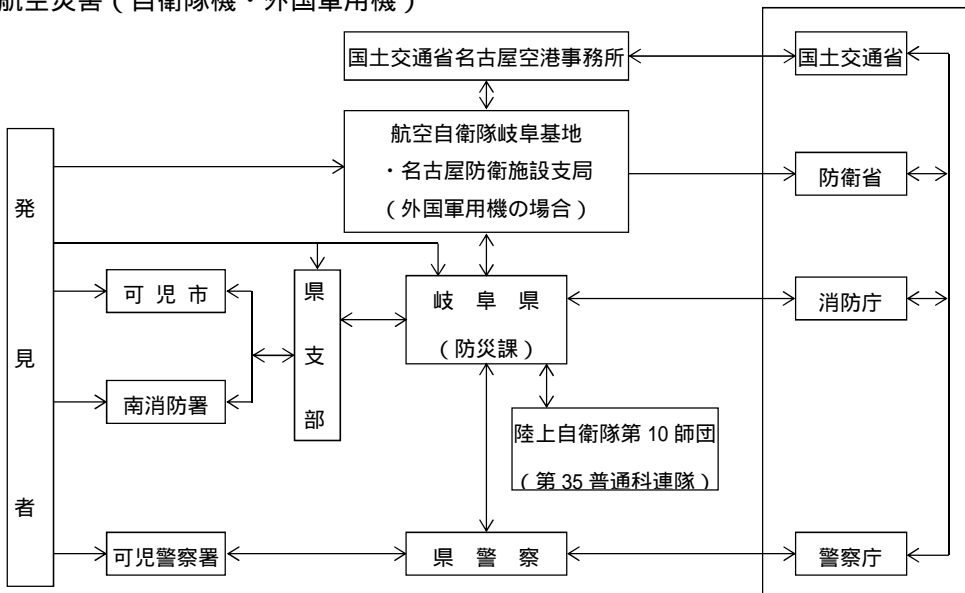
種別	内容	道路名 市域関係道路
第1次緊急輸送道路	県庁所在地、地方中心都市などを連絡し、広域の緊急輸送を担う道路	・東海環状自動車道 ・国道 21号、41号、248号
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市役所及び知事が指定する主要な防災拠点を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路	・県道 64号線（可児・金山線） 84号線（土岐・可児線） 381号線（多治見・八百津線） ・市道 9号線（下切・井之鼻線） 14号線（広見・土田線） 49号線（久々利・羽崎線）
第3次緊急輸送道路	第1次・第2次緊急輸送道路と地区防災拠点（14公民館、物資及び人員の拠点施設）を相互に連絡し、地区内の緊急輸送を担う道路	・県道 122号線（御嵩・犬山線） 341号線（御嵩・可児線） 349号線（菅刈・今渡線） ・市道 5号線（大東・上屋敷線） 10号線（八幡・今広線） 15号線（広見・柿田線） 21号線（塩・長洞線） 26号線（鳥屋場・青木線） 27号線（田白・桜ヶ丘線） 33号線（姫・谷迫間線） 34号線（下切・二野線） 46号線（八幡・住吉線） 57号線（今渡・川合線） 62号線

○事故災害時の情報伝達系統

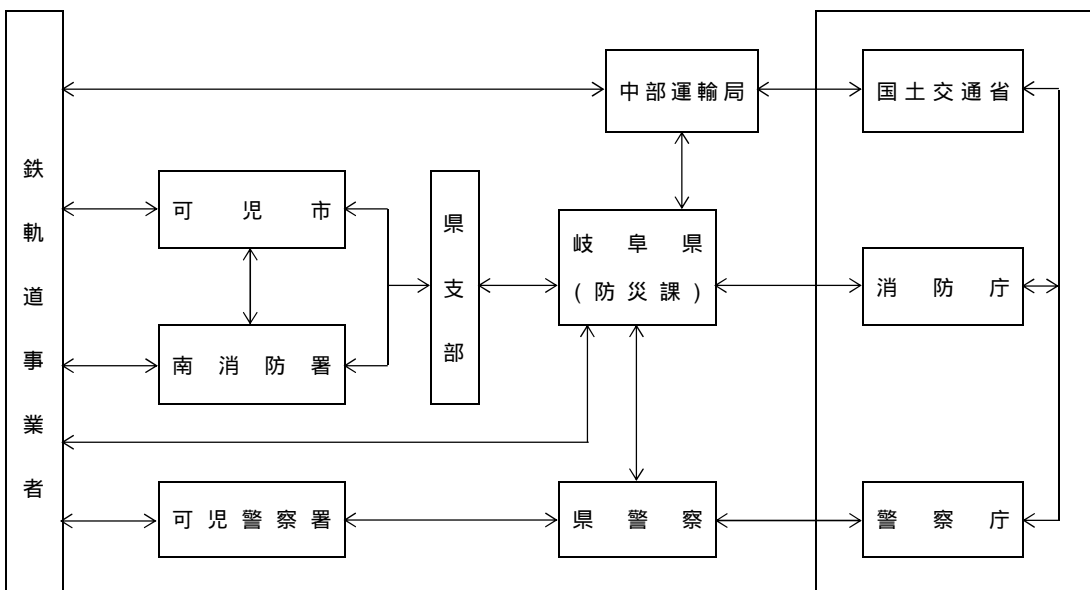
1 航空災害（民間航空機）



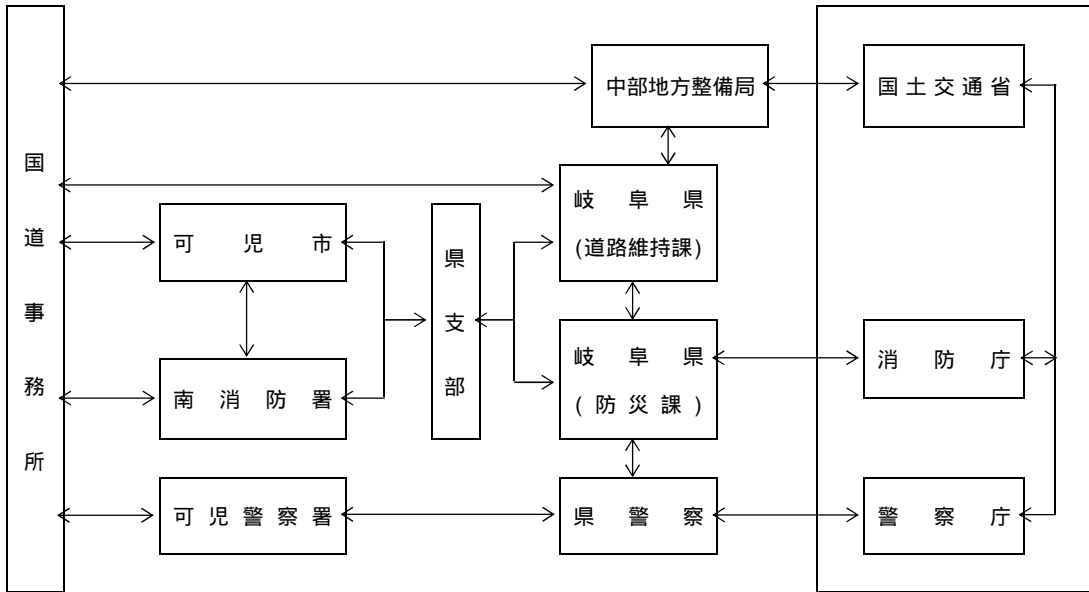
2 航空災害（自衛隊機・外国軍用機）



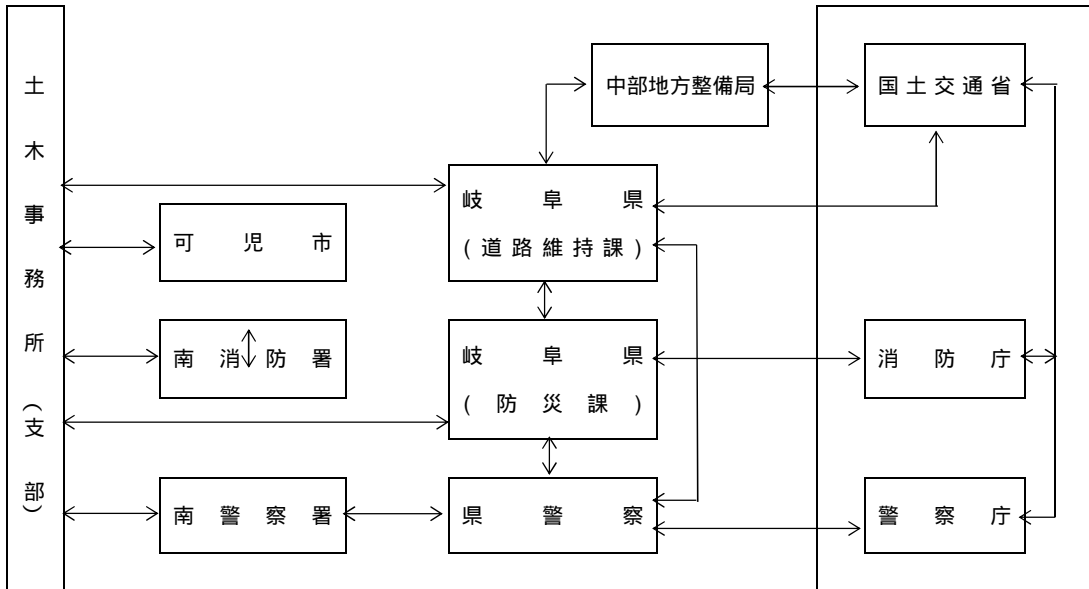
3 鉄道災害



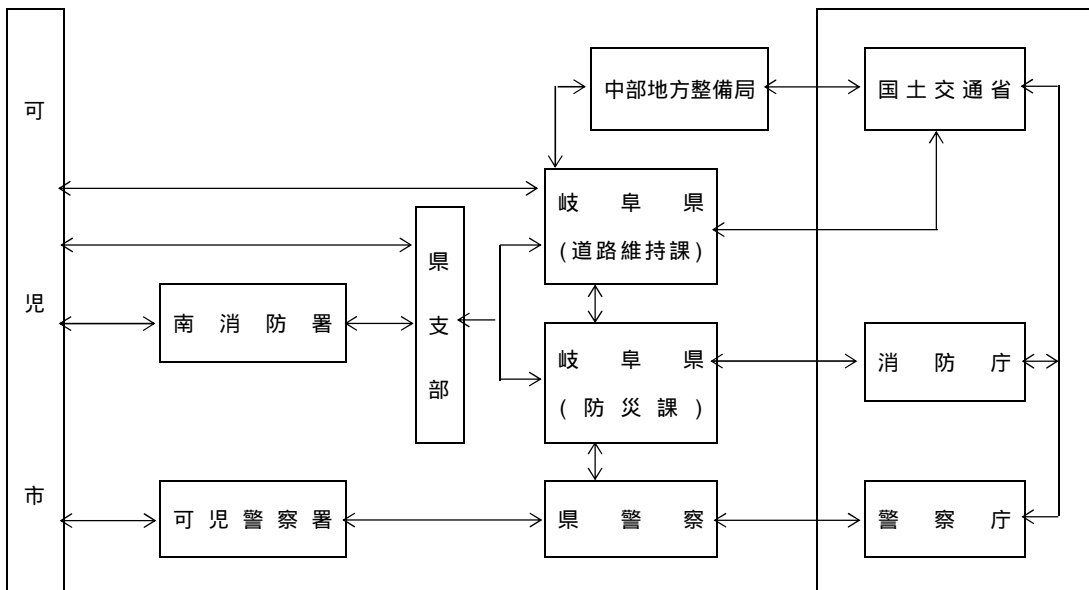
4 道路災害（国の管理する道路）



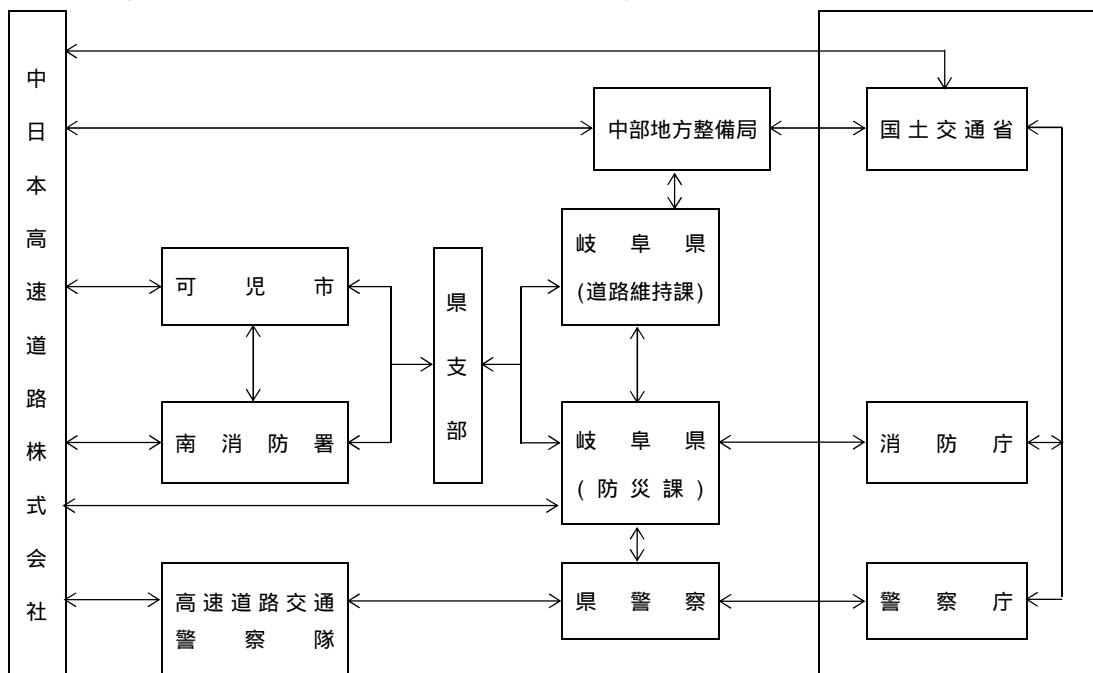
5 道路災害（県の管理する道路）



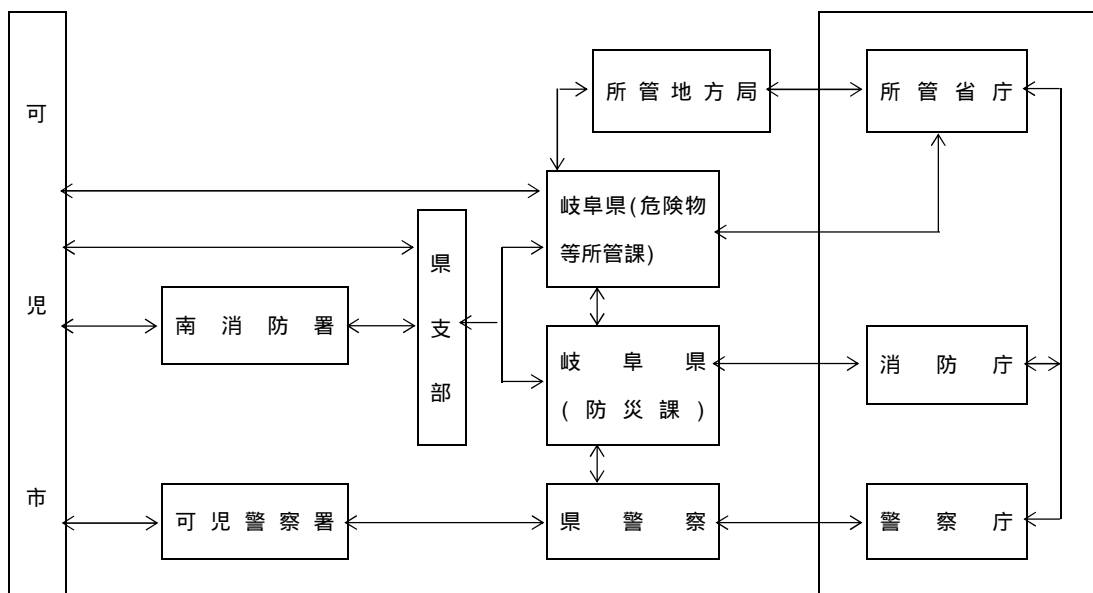
6 道路災害（市の管理する道路）



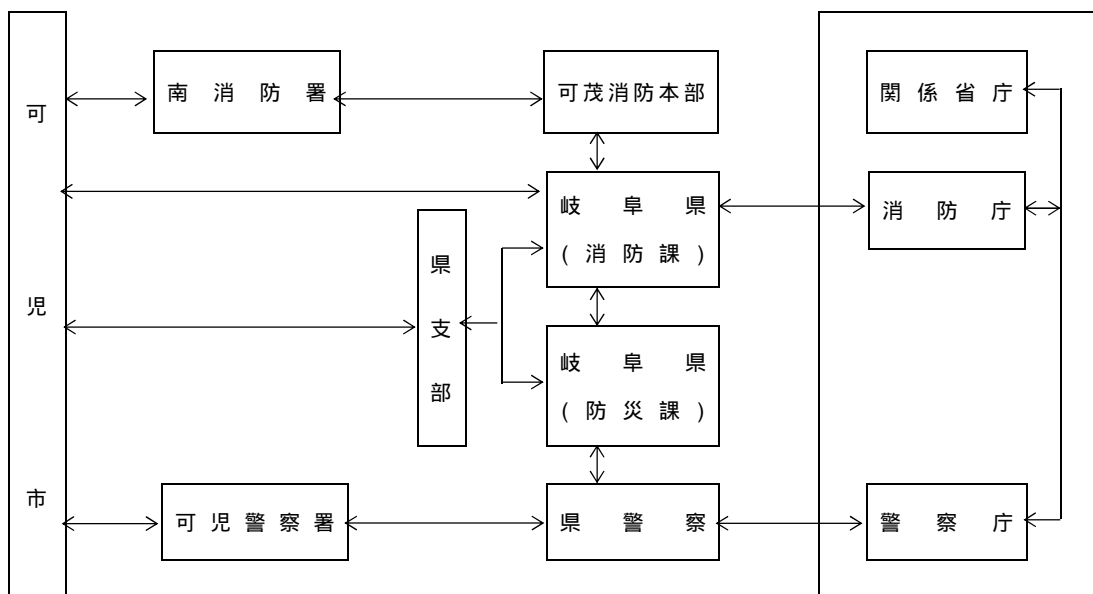
7 道路災害（中日本高速道路株式会社の管理する道路）



8 危険物等災害



9 大規模・林野火災



[消防・水防]

○可児市消防団組織図

平成 25 年 4 月 1 日現在

			区分	分団長	部長	班長	団員	区域
団 長 1	副 団 長 2	指 導 員 2	第1分団	1	1	4	15	広見、石井及び広眺ヶ丘の区域
					1	3	16	瀬田、柿田、淵之上、平貝戸及び石森の区域
					1	4	15	中恵土の区域
					1	3	16	下切、今、谷迫間、みずきヶ丘及び姫ヶ丘の区域
	第2分団	1	1	4	15	今渡の区域		
			1	4	15	下恵土、禅台寺及び徳野南の区域		
			1	3	13	川合及び川合北の区域		
			1	4	15	土田の区域		
	第3分団	1	1	4	16	矢戸、長洞、室原、塩、坂戸及び美里ヶ丘の区域		
			1	3	12	塩河及び清水ヶ丘の区域		
			1	4	15	菅刈、西帷子、緑、鳩吹台及び虹ヶ丘の区域		
			1	5	15	東帷子、長坂、愛岐ヶ丘、光陽台、若葉台、及び帷子新町の区域		
	第4分団	1	1	4	15	久々利、柿下及び柿下入会の区域		
			1	4	15	羽崎、二野、緑ヶ丘及び羽生ヶ丘の区域		
			1	5	14	大森、大森台、松伏、星見台、桜ヶ丘、臯ヶ丘及び桂ヶ丘の区域		
			1	4	34	兼山の区域		

○自衛消防隊一覧

平成 25 年 4 月 1 日現在

地区	名称	小型動力ポンプ	地区	名称	小型動力ポンプ
川合	川合自衛消防隊	積可ポ 1、可ポ 1	姫治	谷迫間自衛消防隊	可ポ 1
下恵土	徳野自衛消防隊	可ポ 1		下切下自衛消防隊	可ポ 2
土田	井之鼻自衛消防隊	可ポ 1		山寺自衛消防隊	可ポ 1
	渡自衛消防隊	可ポ 1		青木自衛消防隊	可ポ 1
帷子	中切自衛消防隊	可ポ 1	平牧	今自衛消防隊	積可ポ 2
	古瀬自衛消防隊	可ポ 1		二野羽崎自衛消防隊	積可ポ 1
	美濃田自衛消防隊	可ポ 1	大森自衛消防隊	積可ポ 2	
	菅刈自衛消防隊	可ポ 1	久々利	元久々利自衛消防隊	可ポ 1
	石原自衛消防隊	可ポ 1		柿下自衛消防隊	可ポ 1
	茗荷自衛消防隊	可ポ 1		北部自衛消防隊	可ポ 1
	鳩吹台自衛消防隊	可ポ 1		東部自衛消防隊	可ポ 1
春里	塩自衛消防隊	可ポ 1		大萱自衛消防隊	積可ポ 1
	坂戸自衛消防隊	可ポ 1	大平自衛消防隊	可ポ 1	
	塩河自衛消防隊	積可ポ 1、可ポ 1	広見東	瀬田自衛消防隊	可ポ 2
	室原自衛消防隊	可ポ 1		柿田自衛消防隊	可ポ 1
	長洞自衛消防隊	可ポ 1	兼山	兼山自衛消防隊	可ポ 2

計 32 組織

積可ポ：積載可搬ポンプ（車両）、可ポ：可搬ポンプ

○危険物施設の状況

平成25年4月1日現在

製造所	貯 蔵 所								取 扱 所			合 計
	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	一般取扱所	小計	
2	74	52	13	48	0	23	3	213	51 (24)	56	107	320

給油取扱所の()内は、自家用給油取扱所の数。ただし、給油取扱所数は、自家用給油取扱所数を含む。

○危険物大規模貯蔵施設一覧

平成25年4月1日現在

事業所	所在地	品名	容量×数量(kl×基)
大王製紙(株)岐阜事業所	可児市土田500	第三石油類(重油)	680×2

○防災ため池一覧

平成25年4月1日現在

水系	河川名	地区名	所在地	管理者	堤高(m)	堤長(m)	堤体積(m ³)
木曽川	可児川	柿下	柿下	可児川防災等ため池組合	12.3	157.0	36,429
木曽川	可児川	小淵	久々利	可児川防災等ため池組合	18.4	53.0	13,302
木曽川	可児川	桜	大森	可児川防災等ため池組合	14.1	142.6	32,951

○重要樋管一覧

平成25年4月1日現在

河川名	所在地	種類	構造	管理者
木曽川	土田	土田排水管	1.5×1.5×1	可児市
木曽川	土田	下田排水管	3.0×3.0×1	可児市
木曽川	土田	下田第2排水管	2.5×2.3×1	可児市
可児川	広見	広見4丁目樋管	1.5×1.5×1	可児市
可児川	平貝戸	明智大排水樋管	3.0×1.7×2	可児市

○雨量計・水位計・監視カメラ設置場所一覧

1 雨量計

平成 25 年 4 月 1 日現在

名 称	設置場所	管理者	名 称	設置場所	管理者
市役所	市役所	可児市	室原	室原公民館	可児市
久々利	久々利公民館	可児市	塩河	大畑公民館	可児市
広見東	広見東公民館	可児市	大森	大森新田交差点付近	可児市
今渡	今渡公民館	可児市	下切	姫治公民館付近	可児市
土田	土田中町交差点付近	可児市	臯ヶ丘	桜ヶ丘公民館付近	可児市
西帷子	茗荷公民館	可児市	兼山	魚屋公民館付近	可児市

2 水位計

平成 25 年 4 月 1 日現在

名 称	観測河川名	設置場所	管理者
広見	久々利川	姫橋付近	可児市
土田	可児川	二の井大橋付近	可児市
広見	可児川	蛭橋付近	岐阜県
土田	可児川	今春橋付近	岐阜県
今渡	木曽川	太田橋付近	国

3 監視カメラ

平成 25 年 4 月 1 日現在

監視地点	管理者	監視地点	管理者
可児川（中恵土・名鉄広見線鉄橋）	可児市	市道 50 号線（土田・名鉄アンダーパス）	可児市
可児川（広見・さつき大橋）	可児市	県道 84 号線（下恵土・JR アンダーパス）	可児市
可児川（下恵土・JR 太多線鉄橋）	可児市	可児川（広見・蛭橋）	岐阜県
可児川（広見・鳥屋場橋）	可児市	可児川（土田・戸走橋）	岐阜県
可児川（塩・二の井大橋）	可児市	木曽川（兼山・兼山ダム）	国
久々利川（下切・姫橋）	可児市	木曽川（今渡・太田橋）	国

[災害危険箇所]

○山腹崩壊危険地区一覧

平成 25 年 4 月 1 日現在

所在地	地区名	保全対象			危険度
		人家	公共施設	道路	
東帷子	斉戸洞	6			C
東帷子	二竹	17		1	B
柿田	東屋敷	45		1	B
瀬田	綾ヶ根	18			B
久々利	日面	63	1	1	B
久々利	北西1	19			B
久々利	北西2	2		1	C
今	池下	1			C
瀬田	島田	2		1	C
菅刈	田畑	26			B
菅刈	小鉢屋	2		1	C
東帷子	荒神堂	0		1	C
兼山	宮町	93		1	A
東帷子	竹ノ腰	4		1	C
東帷子	前田	15			A
兼山	庚申塚	63		1	A
兼山	西山	32		1	A
兼山	常盤町	32	3	1	A
兼山	殿町	17	1	1	A
兼山	古城山	54	1	1	A
兼山	山田洞	2		1	C

○崩壊土砂流出危険地区一覧

平成 25 年 4 月 1 日現在

所在地	地区名	面積 (ha)		保全対象			危険度
		集水域面積	危険地区	人家	公共施設	道路	
西帷子	東野1	14.10	0.45	12			B
西帷子	弁入	22.74	1.13	13			B
室原	三本松	21.42	1.28			1	C
室原	滝ヶ洞	21.13	0.28	4			B
東帷子	西ノ股	10.69	0.39			1	C
兼山	古城山	3.84	0.07			1	C

○急傾斜地崩壊危険区域一覧

平成 25 年 4 月 1 日現在

区域名	所在地	指定年月日
八反田	下切字八反田 他	S53.3.31
丁字ケ洞	東帷子字丁字ケ洞 他	S55.3.21
竹ノ腰	東帷子字竹ノ腰 他	S55.3.21
門田	西帷子字門田 他	S55.12.5
堀後海道	室原字堀後海道	S55.12.5
綾ヶ根	瀬田字綾ヶ根 他	S59.2.13
西田	東帷子字西田	H1.3.24
伊洞	菅刈字伊洞 他	H1.3.24
中岩 1	久々利字東山 他	H2.3.27
中岩 2	久々利字岩屋 他	H2.3.27
中岩 3	久々利字西山 他	H2.3.27
四番地	羽崎字大洞 他	H8.4.26
前田 1	東帷子字前田 他	H9.11.11
日面	字日面 他	H11.4.6
三番地	羽崎字山寺 他	H12.4.14
宮前	室原字宮前 他	H12.12.5
田畑	菅刈字田畑	H14.8.30
丸山	塩河字丸山 他	H15.5.30
高田	柿下字高田 他	H17.3.22
古瀬	東帷子字堂ノ下堂 他	H19.8.31
五反田	東帷子字五反田 他	H19.8.31
盛住	兼山字盛住町 他	H24.12.18

○土砂災害警戒区域一覧

平成 25 年 4 月 1 日現在

自然現象の種類	地区名(溪流名)	所在地名		特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	茗荷洞	長洞	前田	
急傾斜地の崩壊	前田	東帷子	前田	
急傾斜地の崩壊	前田 2	東帷子	前田	
急傾斜地の崩壊	五反田	東帷子	五反田	
急傾斜地の崩壊	西田	東帷子	西田	
急傾斜地の崩壊	二夕竹	東帷子	二竹	
急傾斜地の崩壊	丁字が洞	東帷子	丁字ケ洞	
急傾斜地の崩壊	竹の腰	東帷子	竹ノ腰	
急傾斜地の崩壊	辻明	東帷子	辻明	
急傾斜地の崩壊	野内	東帷子	野内	

自然現象の種類	地区名(溪流名)	所在地名		特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	弁入	西帷子	弁入	
急傾斜地の崩壊	門田	西帷子	門田	
急傾斜地の崩壊	伊洞	菅刈	伊洞	
急傾斜地の崩壊	田畑	菅刈	田畑	
急傾斜地の崩壊	兼杖洞 2	下切	兼杖洞	
急傾斜地の崩壊	兼杖洞 1	下切	小山	
急傾斜地の崩壊	井洞	下切	井洞	
急傾斜地の崩壊	宮坂洞	下切	宮坂洞	
急傾斜地の崩壊	八反田	下切	八反田	
急傾斜地の崩壊	堀後海道	室原	堀後海道	
急傾斜地の崩壊	塩河丸山	塩河	丸山	
急傾斜地の崩壊	海道田	谷迫間	海道田	
急傾斜地の崩壊	北屋敷	今	北屋敷	
急傾斜地の崩壊	竹の腰 2	大森	竹之腰	
急傾斜地の崩壊	竹の腰 3	大森	竹之腰	
急傾斜地の崩壊	岩端	大森	岩端	
急傾斜地の崩壊	山崎	大森	山崎	
急傾斜地の崩壊	小反面	大森	山崎	
急傾斜地の崩壊	吹ヶ洞	大森	鳩討	
急傾斜地の崩壊	辻洞	大森	辻洞	
急傾斜地の崩壊	新田	大森	藤藪	
急傾斜地の崩壊	丸山 2	久々利	日面	
急傾斜地の崩壊	丸山 1	久々利	薬師洞	
急傾斜地の崩壊	岩下 1	柿下	岩下	
急傾斜地の崩壊	岩下 2	柿下	岩下	
急傾斜地の崩壊	中岩 3	羽崎	天神洞	
急傾斜地の崩壊	中岩 2	久々利	岩屋	
急傾斜地の崩壊	中岩	久々利	岩屋	
急傾斜地の崩壊	島前	久々利	島前	
急傾斜地の崩壊	朽長	久々利	朽長	
急傾斜地の崩壊	高田	柿下	高田	
急傾斜地の崩壊	綾ヶ根	瀬田	綾ヶ根	
急傾斜地の崩壊	柿下山	柿下	高田	
急傾斜地の崩壊	一番地	羽崎	中央ヶ根	
急傾斜地の崩壊	不幸寺	羽崎	不孝寺	
急傾斜地の崩壊	三番地	羽崎	山寺	
急傾斜地の崩壊	三番地 2	羽崎	大洞	

自然現象の種類	地区名(溪流名)	所在地名		特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	四番地	羽崎	大洞	
急傾斜地の崩壊	山岸	広見	岩花	
急傾斜地の崩壊	広眺ヶ丘2丁目	瀬田	島田	
急傾斜地の崩壊	しらさぎ	瀬田	東栄寺洞	
急傾斜地の崩壊	柿田	柿田	杉ヶ洞	
急傾斜地の崩壊	西帷子3	西帷子	東野	
急傾斜地の崩壊	大脇3	土田	大脇	
急傾斜地の崩壊	菅刈7	菅刈	泊洞	
急傾斜地の崩壊	若葉台4丁目	矢戸	下屋敷	
急傾斜地の崩壊	谷迫間	谷迫間	海道田	
急傾斜地の崩壊	緑ヶ丘1丁目	緑ヶ丘		
急傾斜地の崩壊	緑ヶ丘5丁目2	緑ヶ丘		
急傾斜地の崩壊	中洞	羽崎	中洞	
急傾斜地の崩壊	瀬田	瀬田	奥山	
急傾斜地の崩壊	瀬田2	瀬田	芦洞	
急傾斜地の崩壊	緑が丘3丁目	緑ヶ丘		
急傾斜地の崩壊	北町	久々利	薬師洞	
急傾斜地の崩壊	宮前	室原	宮前	
急傾斜地の崩壊	柿田3	柿田	杉ヶ洞	
急傾斜地の崩壊	石原2	西帷子	一ノ木戸	
急傾斜地の崩壊	西帷子1	西帷子	東野	
急傾斜地の崩壊	菅刈1	菅刈	一ツ尾	
急傾斜地の崩壊	東帷子1	東帷子	坂井	
急傾斜地の崩壊	塩2	塩	駒返り	
急傾斜地の崩壊	兼杖洞3	下切	兼杖洞	
急傾斜地の崩壊	兼杖洞4	下切	兼杖洞	
急傾斜地の崩壊	古瀬	東帷子	堂ノ下堂	
急傾斜地の崩壊	長洞	長洞	西屋敷	
急傾斜地の崩壊	石原3	西帷子	稲荷前	
急傾斜地の崩壊	石原1	西帷子	山本	
急傾斜地の崩壊	菅刈2	菅刈	欠ノ下	
急傾斜地の崩壊	菅刈4	菅刈	欠ノ下	
急傾斜地の崩壊	御女坂	菅刈	梅洞	
急傾斜地の崩壊	菅刈5	菅刈	小鉢屋	
急傾斜地の崩壊	菅刈6	菅刈	小鉢屋	
急傾斜地の崩壊	矢戸	矢戸	牛岩	
急傾斜地の崩壊	中組	大森	山本	

自然現象の種類	地区名(溪流名)	所在地名		特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	緑が丘5丁目	緑ヶ丘		
急傾斜地の崩壊	羽崎2	羽崎	東山	
急傾斜地の崩壊	我田	久々利	北西	
急傾斜地の崩壊	酒井	久々利	角田	
急傾斜地の崩壊	我田2	久々利	島前	
急傾斜地の崩壊	我田3	久々利	栃長	
急傾斜地の崩壊	我田4	久々利	柿ノ木	
急傾斜地の崩壊	平柴	久々利	塚田	
急傾斜地の崩壊	平柴2	久々利	北洞	
急傾斜地の崩壊	大森	大森	砂ヶ洞	
急傾斜地の崩壊	大森2	大森	砂ヶ洞	
急傾斜地の崩壊	柿下	柿下	岩下	
急傾斜地の崩壊	柿下2	柿下	中野	
急傾斜地の崩壊	北ノ町	久々利	岩崎	
急傾斜地の崩壊	丸山6	久々利	松坪	
急傾斜地の崩壊	丸山4	久々利	向田	
急傾斜地の崩壊	丸山3	久々利	安後	
急傾斜地の崩壊	小萱	久々利	小萱	
急傾斜地の崩壊	小萱2	久々利	小萱	
急傾斜地の崩壊	小萱4	久々利	小萱	
急傾斜地の崩壊	小萱5	久々利	小萱	
急傾斜地の崩壊	大萱	久々利	大萱	
急傾斜地の崩壊	瀧ヶ洞1	久々利柿下入会	瀧ヶ洞	
急傾斜地の崩壊	瀧ヶ洞4	久々利柿下入会	瀧ヶ洞	
急傾斜地の崩壊	弘法東洞2	久々利柿下入会	弘法東洞	
急傾斜地の崩壊	瀧ヶ洞2	久々利柿下入会	瀧ヶ洞	
急傾斜地の崩壊	瀧ヶ洞3	久々利柿下入会	瀧ヶ洞	
急傾斜地の崩壊	長洞2	長洞	東屋敷	
急傾斜地の崩壊	室原	室原	亀井	
急傾斜地の崩壊	東帷子2	東帷子	大洞	
急傾斜地の崩壊	東北洞2	久々利柿下入会	東北洞	
急傾斜地の崩壊	小萱3	久々利	小萱	
急傾斜地の崩壊	東北洞1	久々利柿下入会	東北洞	
急傾斜地の崩壊	大脇1	土田	大脇	
急傾斜地の崩壊	柿田4	柿田	杉ヶ洞	
急傾斜地の崩壊	茗荷	西帷子	大下	
急傾斜地の崩壊	大脇2	土田	大脇	

自然現象の種類	地区名(溪流名)	所在地名		特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	大脇 4	土田	大脇	
急傾斜地の崩壊	菅刈 3	菅刈	札子	
急傾斜地の崩壊	塩 1	塩	中根	
急傾斜地の崩壊	塩 3	塩	信濃街道	
急傾斜地の崩壊	西帷子 2	西帷子	東野	
急傾斜地の崩壊	谷迫間 2	坂戸	内明	
急傾斜地の崩壊	吹ヶ洞 2	大森	砂ヶ洞	
急傾斜地の崩壊	辻洞 2	大森	瀧沢	
急傾斜地の崩壊	南町	久々利	八反田	
急傾斜地の崩壊	丸山 5	久々利	松坪	
急傾斜地の崩壊	丸山 7	久々利	向山	
急傾斜地の崩壊	柿下 3	柿下	中野	
急傾斜地の崩壊	田ノ洞 3	久々利柿下入会	田ノ洞	
急傾斜地の崩壊	小萱 6	久々利	小萱	
急傾斜地の崩壊	東北洞 3	久々利柿下入会	東北洞	
急傾斜地の崩壊	弘法東洞 1	久々利柿下入会	弘法東洞	
急傾斜地の崩壊	美濃田 1	東帷子	丁字ヶ洞	
急傾斜地の崩壊	古瀬 3	東帷子	河下	
急傾斜地の崩壊	古瀬 4	東帷子	深段洞	
急傾斜地の崩壊	美濃田 2	東帷子	丁字ヶ洞	
急傾斜地の崩壊	長洞 3	長洞	真長洞	
急傾斜地の崩壊	柿下 4	柿下	傳二山	
急傾斜地の崩壊	田ノ洞 2	久々利柿下入会	田ノ洞	
急傾斜地の崩壊	田ノ洞 1	久々利柿下入会	田ノ洞	
急傾斜地の崩壊	常盤	兼山	常盤町	
急傾斜地の崩壊	盛住	兼山	盛住町	
急傾斜地の崩壊	浅間平	兼山	浅間平	
急傾斜地の崩壊	宮町	兼山	宮町	
急傾斜地の崩壊	古城山	兼山	殿町	
急傾斜地の崩壊	古城山 2	兼山	古城山	
急傾斜地の崩壊	城山団地	兼山	山田洞	
急傾斜地の崩壊	秋葉台	兼山	秋葉平	
急傾斜地の崩壊	秋葉台 2	兼山	汁ヶ谷	

急傾斜地の崩壊地区 154 箇所

自然現象の種類	地区名(溪流名)	所在地名		特別警戒区域
土石流	甫田上	柿田	東屋敷	
土石流	神崎東	柿田	神崎	
土石流	神崎西	瀬田	綾ヶ根	
土石流	東栄寺洞	瀬田	東栄寺洞	
土石流	しらさぎ	瀬田	東栄寺洞	
土石流	若宮	瀬田	若宮	
土石流	石洞	久々利	石洞	
土石流	宮下	久々利	宮下	
土石流	岩崎	久々利	岩崎	
土石流	薬師洞西	久々利	薬師洞	
土石流	薬師洞東	久々利	薬師洞	
土石流	奥磯山西	久々利	奥磯山	
土石流	辻洞	大森	辻洞	
土石流	新田奥山	大森	奥山	
土石流	オオガ洞	大森	宮町	
土石流	杉本下	大森	杉本	
土石流	堀後海道	室原	堀後海道	
土石流	弁入	西帷子	弁入	
土石流	東野	西帷子	東野	
土石流	綾ヶ根	瀬田	綾ヶ根	
土石流	島前	久々利	島前	
土石流	栃長	久々利	栃長	
土石流	北洞	久々利	北洞	
土石流	丁子洞	久々利	丁子洞	
土石流	小萱下	久々利	小萱	
土石流	小萱上	久々利	小萱	
土石流	大萱下	久々利	大萱	
土石流	大萱上	久々利	大萱	
土石流	瀧ヶ洞下	久々利柿下入会	瀧ヶ洞	
土石流	瀧ヶ洞中	久々利柿下入会	瀧ヶ洞	
土石流	瀧ヶ洞上北	久々利柿下入会	瀧ヶ洞	
土石流	瀧ヶ洞上南	久々利柿下入会	瀧ヶ洞	
土石流	奥磯山東	久々利	奥磯山	
土石流	弘法西洞	久々利柿下入会	弘法西洞	
土石流	三反田	久々利	三反田	
土石流	伊勢山	久々利	伊勢山	
土石流	傳二山	柿下	傳二山	

自然現象の種類	地区名(溪流名)	所在地名		特別警戒区域
土石流	浅間山	久々利柿下入会	浅間山	
土石流	明堂下	柿下	明堂	
土石流	西ヶ洞	柿下	西ヶ洞	
土石流	釜ヶ洞	大森	竹之腰	
土石流	島田	矢戸	島田	
土石流	東山	塩河	東山	
土石流	笹藪	塩河	笹藪	
土石流	観音洞	長洞	仲屋敷	
土石流	辻洞上	大森	辻洞	
土石流	平林奥山	大森	奥山	
土石流	北西	久々利	北西	
土石流	牟田ヶ洞	久々利柿下入会	牟田ヶ洞	
土石流	欠ノ下	久々利	欠ノ下	
土石流	明堂上	柿下	明堂	
土石流	新田奥山上	大森	奥山	
土石流	山本	大森	山本	
土石流	弥八	兼山	東山	
土石流	杉ヶ洞谷	兼山	殿町	
土石流	山田川	兼山	盛住町	
土石流	西山	兼山	宮町	
土石流	貴船川	兼山	柳町	
土石流	庚申塚	兼山	浅間平	
土石流	徳澤	兼山	徳沢	

土石流地区 43箇所

○地震後に臨時点検報告する農業用ため池一覧表

平成 25 年 4 月 1 日現在

ため池名	所在地	管理者	備考
田の洞	久々利柿下入会字田ノ洞	久々利ため池管理組合	堤高 15m 以上
小淵	久々利柿下入会字奥磯山	可児川防災等ため池組合	堤高 15m 以上
新滝ヶ洞	久々利柿下入会字滝ヶ洞	久々利ため池管理組合	堤高 10m 以上
錠ヶ谷	久々利柿下入会字奥磯山	久々利ため池管理組合	堤高 10m 以上
道無	久々利柿下入会字道無	久々利ため池管理組合	堤高 10m 以上
檀ヶ洞	久々利柿下入会字浅間山	久々利ため池管理組合	堤高 10m 以上
柿下	柿下字神崎野	可児川防災等ため池組合	堤高 10m 以上
桜	大森字奥山	可児川防災等ため池組合	堤高 10m 以上
一ツ谷	大森字奥山	大森土地改良管理組合	堤高 10m 以上

ため池名	所在地	管理者	備考
笹洞	大森字笹洞	大森土地改良管理組合	堤高 10m 以上
西ノ股	東帷子字三ノ股	美濃田自治会	堤高 10m 以上
神山	西帷子字神山	茗荷自治会	堤高 10m 以上
茨洞(1号)	兼山字徳沢	兼山町水利組合	堤高 10m 以上
北洞下	久々利字御履野	久々利ため池管理組合	
我田	久々利字栃長	久々利ため池管理組合	
栃洞	久々利字栃長	久々利ため池管理組合	
北洞	久々利字大岩	久々利ため池管理組合	
西ヶ洞	久々利字北西	久々利ため池管理組合	
神田洞奥	久々利柿下入会字柿下山	久々利ため池管理組合	
蔵沢上	柿下字明同	久々利ため池管理組合	
猿洞	二野字平ヶ谷	二野自治会	
新田下	大森字藤藪	大森土地改良管理組合	
奥池	今字奥山	今自治会	
下池	今字池下	今自治会	
青木	下切字青木	青木自治会	
大清水	谷迫間字大清水	谷迫間自治会	
梅ヶ洞上	塩河字梅ヶ洞	塩河自治会	
大明洞	塩河字大明洞	塩河自治会	
城下	塩河字城下	塩河自治会	
滝ヶ洞奥	室原字滝ヶ洞	室原自治会	
三本松	室原字三本松	室原自治会	
深谷	長洞字地下ヶ洞	長洞自治会	
地下ヶ洞	長洞字地下ヶ洞	長洞自治会	
切塞上	長洞字切塞	長洞自治会	
切塞下	長洞字切塞	長洞自治会	
三ツ釜	長洞字西屋敷	長洞自治会	
深段洞	東帷子字深段洞	古瀬自治会	
摺鉢	東帷子字丁字ヶ洞	美濃田自治会	
東洞	菅刈字東洞	菅刈自治会	
寺ヶ洞	西帷子字大欠	石原自治会	
一の木戸上	西帷子字一ノ木戸	石原自治会	

計 41箇所

○重要水防箇所一覧

1 直轄管理区間

平成25年4月1日現在

<重点区間>

河川名	種類	左右岸の区別	位置	地先名	延長	摘要
木曽川	堤防高	左	65.8K 50m ~ 65.8K + 50m	土田	100m	堤外地民地有

<重要度B>

平成25年4月1日現在

河川名	種類	左右岸の区別	位置	地先名	延長	摘要
木曽川	堤防高	左	66.2K ~ 66.6K	土田	400m	河積不足
木曽川	堤防断面	左	66.2K ~ 66.8K + 68m	土田	540m	断面不足
木曽川	堤防断面	左	67.4K ~ 67.6K + 92m	土田	260m	断面不足

<要注意箇所>

河川名	種類	左右岸の区別	位置	地先名	延長	摘要
木曽川	堤防高	左	68.5K 50m ~ 65.8K + 50m	土田	100m	堤外地民家有

2 県管理区間

平成25年4月1日現在

河川名	注意度	左右岸の区別	地先名	理由	延長	摘要 カッコ内は水防工法参考例
可児川	A	左右	広見(蛍橋から乗里大橋)	堤体強度不足・水衝	1,000m	公共広域河川改修事業(積土のう工)
可児川	B	右	土田(戸走橋から虹ヶ丘橋)	疎通能力不足	600m	(積土のう工)
可児川	B	左	土田(木曽川合流点から可児川橋)	疎通能力不足	400m	(積土のう工)
久々利川	A	左	下切(田白橋から姫川合流点)	堤防高の不足	200m	公共広域河川改修事業(積土のう工)
久々利川	B	左右	久々利(久々利2号橋から久々利橋下流100m)	疎通能力不足	1,200m	公共広域河川改修事業(積土のう工)

[条例等]

可児市災害対策本部条例

昭和37年 9月19日

条 例 第 51 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第 7 項の規定に基づき、可児市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所班の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(班)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 8 年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

災害救助法の適用基準等

1 災害救助法適用基準

(1) 適用の基準

本市において災害救助法が適用されるのは、次の各号のいずれかに該当する場合である。

- ア 市地域の100世帯以上の住家が滅失したとき。
- イ 県地域の2,000世帯以上の住家が滅失した場合で、市地域の50世帯以上の住家が滅失したとき。
- ウ 県地域の9,000世帯以上の住家が滅失したとき、又は災害が隔絶して地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。
- エ 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当したとき。

(2) 被害計算の方法

- ア 住家が滅失した世帯数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1世帯とみなす。
- イ 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数と関係なく、世帯数で計算します。
- ウ 飯場、下宿等の一時的寄宿世帯等は、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をします。
- エ 災害種別の限定はなく、洪水、震災等の自然災害及び火災等人災的なものが対象となります。

2 災害救助法による救助の種類と実施者

救助の種類	実施期間	実施者の区分
避難所の設置及び収容	7日以内	市本部
炊き出し及び食品の支給	7日以内	市本部
飲料水の供給	7日以内	市本部
被服、寝具及び生活必需品の給貸与	10日以内	確保、輸送 = 県本部 調査、報告、割当て、配分 = 市本部
医療	14日以内	医療班派遣 = 県本部、日赤支部、市本部 その他 = 市本部
助産救助	分べんの日から7日以内	
学用品の給与	教科書 1カ月以内 文房具及び通学用品 15日以内	確保、輸送 = 県本部 調査、報告、割当て、配分 = 市本部
被災者の救出	3日以内	市本部
埋葬救助	10日以内	市本部
生業資金貸与	1カ月以内	対象者選定 = 市本部 決定貸与 = 県本部

救助の種類	実施期間	実施者の区分
仮設住宅の建設	着工20日以内	市本部
住宅応急修理	1カ月以内	市本部
遺体の捜索	10日以内	市本部
遺体の処理	10日以内	市本部
障害物の除去	10日以内	市本部

3 災害救助法非適用地域に対する県からの財政援助

(1) 適用基準

隣接する市町に災害救助法による救助が実施され、被害の規模が災害救助法施行令別表第1に掲げる3分の1以上であったとき。

(2) 対象となる救助の種類

災害救助法第23条第1項の規定による救助

(3) 対象となる救助の程度、方法及び期間

岐阜県災害救助法施行細則別表第1の基準

災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年 8月20日

条例第32号

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては、500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障

害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
 - ウ 住居が半壊した場合 270万円
 - エ 住居が全壊した場合 350万円

- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
 - イ 住居が半壊した場合 170万円
 - ウ 住居が全壊した場合（工の場合を除く。） 250万円
 - エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円
- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

（利率）

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第12条までの規定によるものとする。

（規則への委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和50年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年6月1日から適用する。

付 則（昭和51年条例第27号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和51年9月2日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（昭和53年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（昭和56年条例第30号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（昭和56年条例第83号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和57年条例第4号）抄

1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

付 則（昭和57年条例第56号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

付 則（昭和62年条例第8号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（平成3年条例第36号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例(以下「新条例」という。)第5条の規定は、平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例第10条の規定は、当該災害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、新条例第13条第1項の規定は、同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年 8月20日

規則第20号

(目的)

第1条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年可児町条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（別記様式第1号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（別記様式第2号）を、市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画

- (4) 保証人となるべき者に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
 - (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
 - (3) その他市長が必要と認めた書類
- 3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。
- (調査)
- 第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。
- (貸付けの決定)
- 第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書（別記様式第3号）を借入申込者に交付するものとする。
- 2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書（別記様式第4号）を借入申込者に通知するものとする。
- (借用書の提出)
- 第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した借用書（別記様式第5号）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。
- (貸付金の交付)
- 第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。
- (償還の完了)
- 第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。
- (繰上償還の申出)
- 第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（別記様式第6号）を市長に提出するものとする。
- (償還金の支払猶予)
- 第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した申請書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（別記様式第8号）を当該借受人に交付するものとする。
- 3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（別記様式第9号）を、当該借受人に交付するものとする。
- (違約金の支払免除)
- 第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書（別記様式第10号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(別記様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。
- 3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(別記様式第12号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した申請書(別記様式第13号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

- 3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(別記様式第14号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

- 4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書(別記様式第15号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人は、速やかに、その旨を市長に氏名等変更届(別記様式第16号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和57年規則第2号)

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

付 則(昭和57年規則第43号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

可児市災害見舞金等支給要綱

平成22年 7月20日

訓令甲第43号

(趣旨)

第1条 この訓令は、可児市内において発生した災害により被害を受けた市民に対し、市が災害見舞金又は災害弔慰金(以下「災害見舞金等」という。)を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象又は火災により市民の身体又は住家に被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の住民票に記載されていた者をいう。
- (3) 住家 市民が現にその建物を直接居住の用に供しているものをいう。

(災害見舞金等の支給)

第3条 市は、市民が災害により被害を受けた場合に、その世帯主又はその遺族に対し、災害見舞金等を支給するものとする。

2 災害見舞金等の支給額は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 住家が全壊し、又は全焼したとき 1世帯につき10万円以内
- (2) 住家が半壊し、又は半焼したとき 1世帯につき5万円以内
- (3) 住家が床上浸水したとき 1世帯につき1万円以内
- (4) 市民が死亡し、又は死亡したと推定されるとき 1人につき5万円
- (5) 市民が重傷を負ったとき 1人につき2万円

(支給の制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この訓令による災害見舞金等を支給しない。

- (1) 災害が、災害見舞金等を受けるべき者の故意又は重大な過失により発生したとき。
- (2) 前号に規定するほか、市長がこの訓令による災害見舞金等の支給を適当と認めないとき。

附 則

この訓令は、平成22年7月20日から施行し、平成22年7月15日以後に発生した災害に係る災害見舞金等から適用する。

附 則(平成24年訓令甲第70号)

この訓令は、平成24年7月9日から施行する。

可児市被災者生活・住宅再建支援金交付要綱

平成22年9月1日

訓令甲第44号

(趣旨)

第1条 この訓令は、次条の適用条件を満たす暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の自然現象(以下「自然災害」という。)により甚大な被害が発生した場合において、被災者に対し、生活に必要な物品の購入又は住宅再建のために必要とされる経費等の一部を支援する可児市被災者生活・住宅再建支援金(以下「支援金」という。)を予算の範囲内において交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用条件)

第2条 この訓令は、次の自然災害が発生した場合に適用する。

(1) 岐阜県知事が、岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金交付要綱(平成16年12月6日決裁)の適用を認めた自然災害

(2) その他市長が前号の自然災害に匹敵すると特に認めた自然災害

(支援対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者(以下「支援対象者」という。)は、自然災害によって、専ら生活の本拠として、現に居住するために使用している住宅が全壊、大規模半壊、半壊又は床上浸水の被害を受けた世帯で、かつ、その世帯の収入の合計額が別表に掲げる要件に該当する世帯の世帯主とする。

2 支援対象者のうち、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に基づき支援を受ける者は、この訓令により重複して支援を受けることはできない。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、別表に定める区分に応じ、それぞれ同表に定める額とする。

(交付申請等)

第5条 支援対象者は、支援金の交付に係る申請をしようとするときは、可児市被災者生活・住宅再建支援金交付申請書(別記様式第1号)に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

2 支援金の交付に係る申請の期間は、災害発生日から13箇月以内とする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条第1項に規定する申請があった場合は、その内容を審査したうえで支援金の交付の可否を決定し、その旨を可児市被災者生活・住宅再建支援金交付(不交付)決定通知書(別記様式第2号)により、当該申請をした支援対象者に通知する。

(交付決定の取消)

第7条 市長は、前条の規定により支援金の交付決定を受けた支援対象者(以下「支援決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付決定を受けたとき。

(2) その他支援金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、当該支援決定者に、可児市被災者生活・住宅再建支援金交付決定取消通知書(別記様式第3号)により通知する。

(支援金の返還請求)

第8条 市長は、前条の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、可児市被災者生活・住宅再建支援金返還請求書(別記様

式第4号)により、期限を定めて、当該支援決定者に支援金の返還を請求するものとする。

附 則

この訓令は、平成22年9月1日から施行し、平成22年7月15日以後に発生した災害に係る支援金について適用する。

別表(第3条、第4条関係)

単位：千円

世帯の収入合計等	世帯人員	被害の程度			
		全壊	大規模半壊	半壊	床上浸水
世帯全体の収入合計が500万円以下の世帯	複数	1,000	1,000	500	300
	単身	750	750	375	225
世帯全体の収入合計が500万円超700万円以下であって、被災日において世帯主が45歳以上である世帯又は要援護世帯及び世帯全体の収入合計が700万円超800万円以下であって、被災日において世帯主が60歳以上である世帯又は要援護世帯	複数	500	500	250	150
	単身	375	375	188	113

可児市防災設備整備事業補助金交付要綱

平成5年4月1日

訓令甲第18号

(目的)

第1条 この訓令は、地域の防災設備の整備を促進し、もって市民生活の安全を図るため、市が予算の範囲で行う補助について、可児市補助金等交付規則（昭和60年可児市規則第24号）に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(補助金の対象)

第2条 補助金は、市内において防災設備の整備を行う組織に対して交付する。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、事業費の総額から寄付金、補償金その他市長が控除することが適当と認めた経費を控除した額の2分の1（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てる。）とする。ただし、補助金の限度額は、一組織につき市の会計年度ごとに200万円とする。

付 則

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

付 則（平成16年訓令甲第10号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

可児市自主防災組織育成補助金交付要綱

平成14年4月1日

訓令甲第17号

(趣旨)

第1条 この訓令は、市内における自主防災組織の確立と活動の推進を図るため、自主防災組織の結成及び防災訓練等の活動に対し、市が予算の範囲内で奨励金及び補助金(以下「育成金」という。)を交付することについて、可児市補助金交付規則(昭和60年可児市規則第24号)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この訓令において自主防災組織とは、災害が発生した際、地域住民が初期消火活動、被害者の救出、情報の収集及び避難所の運営等を主体的に行うことにより、被害を最小限に防ぐことを目的として、一又は複数の自治会、町内会等に自治組織が自主的に結成した組織のことをいう。

(交付対象団体)

第3条 育成金の交付を受けることのできる自主防災組織は、市の自主防災組織活動指針に添った活動を実施し、市に登録を受けた団体(以下「登録団体」という。)とする。

2 前項の登録を受けようとするものは、可児市自主防災組織登録申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、自主防災組織として適当と認めるときは可児市自主防災組織登録簿(別記様式第2号)に登録するものとする。

(奨励金の額等)

第4条 奨励金は、前条第3項の登録の際に支払うものとする。

2 奨励金の額は、一の登録団体につき、申請書を提出する日現在の構成世帯数に応じて、次のとおりとする。

- (1) 50世帯までは50,000円
- (2) 51世帯から300世帯までは75,000円
- (3) 301世帯以上は100,000円

(補助金の額等)

第5条 補助金は次に掲げる経費を対象とし、その限度額は第2項に定める額とする。

- (1) 登録団体が行う研修、会議、資料作成等の事務的経費
- (2) 登録団体が行う訓練その他運営に関する活動に伴う経費で市長が認めたもの

(消防防災施設設備の整備費を除く)

2 補助金の限度額は、各年度ごとに一の登録団体につき、4月1日現在の構成世帯数に200円を乗じて得た額に次の各号に掲げる基礎額を加えた額とする。

- (1) 50世帯までは10,000円
- (2) 51世帯から300世帯までは20,000円
- (3) 301世帯以上は30,000円

3 補助金の交付を受けようとする登録団体は、毎年度4月1日(年度の途中に設立された場合にあつては設立の日)現在における当該団体に属する世帯名簿を交付申請書添付しなければならない。

(育成金の返還)

第6条 市長は、偽りその他不正の手段により育成金の交付を受けた登録団体があるときは、その登録団

体に既に交付した育成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、育成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

可児市木造住宅耐震診断事業実施要綱

平成20年 5月15日

訓令甲第41号

(目的)

第1条 この訓令は、可児市が行う木造住宅耐震診断事業の実施に必要な事項を定め、地震に対する建築物の安全性に関する意識の啓発、耐震診断に関する知識の普及及び耐震改修の実施の促進を図り、もって震災に強いまちづくりを目指すことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この訓令における用語の定義は、それぞれ各号の定めるところによる。

- (1) 旧基準木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。))を含む。)のうち、在来軸組工法、伝統的構法又は枠組壁工法によるものをいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- (2) 相談士 岐阜県木造住宅耐震相談士登録制度要綱(平成13年11月1日岐阜県要綱)に基づき、岐阜県が主催又は指定する相談士養成講習を修了し、岐阜県知事が登録した者をいう。
- (3) 耐震診断 財団法人日本建築防災協会(以下「建防協」という。)発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法に基づき相談士が実施するものをいう。(耐震診断に基づく耐震補強工事の費用に関する情報提供を含む。)

(対象)

第3条 耐震診断の対象となる建築物は、可児市内に存する旧基準木造住宅とする。

- 2 耐震診断を受けることができる者は、前項に規定する建築物の所有者(特段の理由により所有者が実施できない場合で、市長が適当と認める者を含む。)で市税を滞納していない者(以下「所有者等」という。)とする。

(事業内容)

第4条 市長は、所有者等の要請を受けて相談士を派遣し、耐震診断を実施する。

(診断費用の負担)

第5条 前条の耐震診断に係る費用は、市の負担とする。ただし、所有者等が虚偽の申請その他不正な行為により耐震診断を受けたことが判明したときは、市長は、その耐震診断に係る費用の負担を行わないものとする。

(申込手続)

第6条 耐震診断を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、事前に建防協発行の「誰でもできるわが家の耐震診断」パンフレットに基づく自己診断を行い、その結果を記載した当該パンフレットを添えて、木造住宅耐震診断申込書(別記様式第1号)により市長に申し込むものとする。

(事業実施の通知)

第7条 市長は、前条による申込書を受理したときは、その内容について確認し、この事業の対象であると認めた者(以下「実施対象者」という。)には木造住宅耐震診断実施通知書(別記様式第2号)により、対象でないと認めた者には木造住宅耐震診断実施に関する通知書(別記様式第3号)により、申込者に通知する。

(申込内容の変更等)

第8条 実施対象者は、第6条の規定による木造住宅耐震診断申込書の内容の変更又は取下げをしようとするときは、木造住宅耐震診断変更・取下届出書(別記様式第4号)を市長に提出するものとする。

(診断の中止)

第9条 相談士は、耐震診断の際に対象建築物でないことが判明した場合、この訓令による耐震診断を中止し、その旨を市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合は、木造住宅耐震診断実施に関する通知書（別記様式第5号）により当該実施対象者に通知する。

(診断結果の報告)

第10条 相談士は、耐震診断の結果を実施対象者及び市長に報告するものとする。

(適用除外)

第11条 既にこの訓令に基づく耐震診断を受けた住宅又は自ら耐震診断を実施するにあたり費用の一部に市の補助を受けている住宅については、再度この訓令に基づく相談士の派遣を申し込むことはできないものとする。

附 則

この訓令は、平成20年5月15日から施行する。

可児市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱

平成18年 3月31日

訓令甲第30号

(趣旨)

第1条 この訓令は、地震発生時における既存建築物等の倒壊等による災害の防止を促進するため、補助金を交付することについて、可児市補助金等交付規則(昭和60年可児市規則第24号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(意義)

第2条 この訓令における用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 旧基準建築物 昭和56年5月31日以前に着工された建築物をいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- (2) マンション 旧基準建築物で、大部分が人の居住のように供する共同住宅のうち、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であって、延べ床面積が1,000平方メートル以上であり、かつ、地階を除く階数が3階以上のものをいう。
- (3) 木造住宅 旧基準建築物で、木造の一戸建て住宅、長屋及び共同住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの)を含む。)のうち、在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によるものをいう。
- (4) 住宅耐震補強工事 木造住宅又はマンションのうち建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第3条の規定による団体(以下「管理組合」という。)又は同法第47条に規定する管理組合法人により管理されているもの(以下「分譲マンション」という。)の耐震性向上を目的とした補強工事をいう。
- (5) 特定建築物等耐震補強工事 旧基準建築物のうち、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)第6条第1号に定める建築物(以下「特定建築物」という。)又は同条第3号に定める建築物(以下「緊急輸送道路沿道建築物」という。)の耐震性向上を目的とした補強工事をいう。
- (6) 相談士 岐阜県木造住宅耐震相談士登録制度要綱(平成13年11月1日岐阜県要綱)に基づき、岐阜県知事(以下「知事」という。)が登録をした者をいう。
- (7) 障がい者等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - イ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づき、肢体不自由又は視覚障がいのうち1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている者
 - ロ 岐阜県療育手帳に関する規則(平成12年岐阜県規則第72号)に基づき、知的障がいの程度が最重度又は重度の療育手帳の交付を受けている者
 - ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づき、障がい等級が1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - ニ 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、要介護認定を受けている者

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件のすべてを備えている者とする。

- (1) 知事及び市長が行う他の補助金、資金貸付及び利子補給金を受けていない者
- (2) 市税を滞納していない者

(補助金交付対象事業)

第4条 補助金の交付対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に定める事業とする。

(1) 建築物耐震診断事業

- ア 木造住宅の長屋若しくは共同住宅又は木造住宅以外の旧基準建築物について実施される耐震診断であること。
- イ 建築物の構造について、大臣等の特別な認定を受けたものでないこと。
- ウ 建築物の所有者（特段の事由により所有者が実施できない場合は、市長が適当と認める者を含む。以下「所有者等」という。）が実施する耐震診断であること。
- エ 分譲マンションにあっては、管理組合又は管理組合法人が実施する耐震診断であること。
- オ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に基づく耐震診断であること。
- カ 耐震診断の結果について、別表に掲げる建築物を除き、社団法人岐阜県建築士事務所協会の耐震診断判定委員会又は知事の認めた専門機関に諮られたものであること。

(2) 木造住宅に係る住宅耐震補強工事

- ア 個人が所有する木造住宅の所有者等が実施する耐震補強工事（増築及び改修を伴うものを含む。）であること。
- イ この訓令に基づき市長が費用の一部に補助金を交付した耐震診断又は可児市木造住宅耐震診断事業実施要綱（平成20年可児市訓令甲第41号）に基づき実施した耐震診断（以下「木造住宅耐震診断」という。）の結果、上部構造評点が1.0未満とされた木造住宅で、補強後の評点が1.0以上となり、かつ、診断結果の評点から0.3以上あがる耐震補強工事であること。
- ウ 木造住宅耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満とされた木造住宅で、補強後の評点が0.7以上となり、かつ、診断結果の評点から0.3以上あがる耐震補強工事であること。
- エ 前記ウの場合は、次のいずれかに該当し、かつ、耐震補強工事に併せて地震時に転倒の恐れのある家具等について転倒防止対策を実施すること。
 - (i) 昭和45年12月31日以前に着工された住宅であること。
 - (ii) 高齢者（事業実施年度内に65歳に達する者）のみが居住する住宅であること。
 - (iii) 障がい者等が居住する住宅であること。
- オ 財団法人日本建築防災協会又は社団法人岐阜県建築士事務所協会が主催する「木造住宅の耐震診断と補強方法 木造住宅の耐震精密診断と補強方法（改訂版）」（以下「建防協マニュアル」という。）に関する講習を受講し修了証の交付を受けている相談士が、建防協マニュアルに定める診断法に基づき耐震補強に関する設計及び工事監理を実施する耐震補強工事であること。

(3) 分譲マンションに係る住宅耐震補強工事

- ア 管理組合又は管理組合法人が実施する耐震補強工事であること。
- イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項の規定による一級建築士により設計及び工事監理される耐震補強工事であること。
- ウ 第1号の規定に基づき実施された耐震診断の結果、地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準（平成18年国土交通省告示第185号。以下「安全耐震基準」という。）に適合しない場合に、同基準に適合するための耐震補強工事であること。
- エ 耐震改修促進法第8条第3項の規定に基づく建築物の耐震改修の計画の認定を受けた耐震補強工事であること。
- オ 第1号に定める事業を実施し、補助金の交付を受けた建築物であること。

(4) 特定建築物等耐震補強工事

- ア 建築物の所有者が実施する耐震補強工事であること。
- イ 建築士法第2条第2項の規定による一級建築士により設計及び工事監理される耐震補強工事であること。
- ウ 第1号の規定に基づき実施された耐震診断の結果、安全耐震基準に適合しない場合に、同基準に適合するための耐震補強工事であること。
- エ 特定建築物にあつては、次の要件に適合すること。
 - (i) 敷地については、敷地に接する道路の中心線以内の面積がおおむね500m²以上であること。
 - (ii) 耐火建築物又は準耐火建築物であつて倒壊した場合に周辺の市街地に及ぼす影響が大きいものであること。
- オ 緊急輸送道路沿道建築物にあつては、次の要件に適合すること。
 - (i) 延べ床面積が1,000m²（幼稚園及び保育園にあつては500m²）以上であり、かつ、原則として地階を除く階数が3階以上の耐火建築物又は準耐火建築物であつて倒壊した場合に周辺の市街地に及ぼす影響が大きいものであること。
 - (ii) 構造が耐震上著しく危険であると認められるもの又は劣化が進んでおりそのまま放置すれば耐震上著しく危険となると認められるものであること。
- カ 第1号に定める事業を実施し、補助金の交付を受けた建築物であること。

2 前項の各補助対象事業において、対象建築物に所有者以外の居住者、借受人及び使用者等（以下「居住者等」という。）が存在する場合又は分譲マンションで所有者が複数となる場合は、それぞれの場合において全ての居住者等又は所有者の承諾を得て実施するものであること。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 建築物耐震診断事業

ア 事業に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）は、次の表に定める費用に床面積を乗じて得た額を限度とする。ただし、1棟当たり1,500,000円を限度とする。

補助対象建築物	耐震診断等の費用の限度額
延べ床面積1,000m ² 未満の部分	2,000円 / m ²
延べ床面積1,000m ² 以上2,000m ² 以内の部分	1,500円 / m ²
延べ床面積2,000m ² を超える部分	1,000円 / m ²

イ 補助金の額は、事業に要する費用の3分の2以内の額とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(2) 住宅耐震補強工事

- ア 木造住宅に係る事業に要する費用は、1戸当たり1,200,000円を限度とし、耐震補強に関する設計費用及び工事監理費用を含むものとする。。
- イ 分譲マンションに係る事業に要する費用は、建築物の耐震補強工事に要する費用に0.23を乗じて得た額とする。ただし、免震工法による場合は対象建築物の延べ面積に1平方メートル当たりの単価80,000円を乗じて得た額に0.23を乗じて得た額を限度とし、その他の工法による場合は対象建築物の延べ面積に1平方メートル当たりの単価47,300円を乗じて得た額に0.23を乗じて得た額を限度とする。
- ウ 補助金の額は、次に掲げる額の合計とする。
 - (i) 事業に要する費用の2分の1以内の額。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(ii) 租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額

エ 住宅耐震補強工事に対する補助金の交付に当たっては、あらかじめウ(ii)の額を差し引いて、ウ(i)の額を交付するものとする。

(3) 特定建築物等耐震補強工事

ア 事業に要する費用は、建築物の耐震補強工事に要する費用に0.23を乗じて得た額とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合は、対象建築物の延べ面積に1平方メートル当たりの単価80,000円を乗じて得た額に0.23を乗じて得た額を限度とし、その他の工法による場合は、対象建築物の延べ面積に1平方メートル当たりの単価47,300円を乗じて得た額にさらに0.23を乗じて得た額を限度とする。

イ 補助金の額は、事業に要する費用の3分の2以内の額とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

2 前項第2号の規定による事業については、岐阜県地域住宅計画による提案事業により地域住宅交付金の活用が可能な場合に限り、事業に要する費用の10分の2以内の額を上乗せする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則に定める交付申請書に、次に掲げる実施計画書に係る書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 第4条第1号による事業にあつては、建築物耐震診断事業実施計画書(別記様式第1号)

(2) 第4条第2号による事業にあつては、木造住宅に係る住宅耐震補強工事実施計画書(別記様式第2号)

(3) 第4条第3号による事業にあつては、分譲マンションに係る住宅耐震補強工事実施計画書(別記様式第3号)

(4) 第4条第4号による事業にあつては、特定建築物耐震補強工事実施計画書(別記様式第4号)

2 第4条第2項に該当するときは、居住者等承諾書(別記様式第5号)を前項各号の実施計画書に添えて提出するものとする。

(実施計画の変更等)

第7条 申請者は、前条第1項各号の実施計画書の内容に変更が生じた場合、直ちに規則に定める変更申請書に変更後の実施計画書を添付して市長に提出し、承認又は指示を受けるものとする。

2 事業を中止した場合は、建築物等耐震化促進事業実施計画中止届出書(別記様式第6号)を提出するものとする。

(実績報告)

第8条 申請者は、事業が完了したときは、速やかに規則に定める実績報告書に、次に掲げる書類に係る書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 第4条第1号による事業にあつては、建築物耐震診断事業完了実績報告書(別記様式第7号)

(2) 第4条第2号から第4号による事業にあつては、耐震補強事業完了実績報告書(別記様式第8号)

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

(可児市木造住宅耐震診断助成事業実施要綱等の廃止)

2 可児市木造住宅耐震診断助成事業実施要綱(平成14年可児市訓令甲第25号)は、廃止する。

3 可児市木造住宅耐震補強工事費補助金交付要綱(平成16年可児市訓令甲第41号)は、廃止する。

附 則(平成20年訓令甲第40号)

- 1 この訓令は、平成20年5月15日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この訓令による改正後の可児市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱の規定は、施行日以後の申請について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成21年訓令甲第34号）

- 1 この訓令は、平成21年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の可児市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱の規定は、施行日以後の申請に係る補助金について適用し、施行日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

住宅の確保・修繕等の種別

対 策 種 別		内 容	
住宅の確保	1 自力確保	(1) 自費建設	り災世帯が自力（自費）で建設する。
		(2) 既存建物の改造	被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3) 借用	親せきその他一般の借家、貸間、アパート等を借りる。
	2 既存施設 公営入所	(1) 公営住宅入居	既存公営住宅への特定入居、または目的外使用
		(2) 社会福祉施設への入所	老人ホーム、児童福祉施設等、県、市又は社会福祉法人の経営する施設への優先入所
	3 公庫融 資	(1) 災害復興住宅建設補修資金	自費で建設するには資金が不足する者に対して独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。
		(2) 一般個人住宅災害特別貸付	
		(3) 地すべり関連住宅貸付	
	4 公営建 住宅設	(1) 災害公営住宅の建設	大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。
		(2) 一般公営住宅の建設	一般の公営住宅を建設する。
5	災害救助法による仮設住宅建設	生活能力が低い世帯のため市が仮設の住宅を建設する。	
住宅の修繕	1	自費修繕	り災者が自力（自費）で修繕をする。
	2 資金融 資	(1) 公庫資金融資	自費で修繕するには資金が不足する者に独立行政法人住宅金融支援機構が融資（災害復興住宅建設補修資金）して補修する。
		(2) その他公費融資	生活困窮世帯に対して社会福祉協議会及び県が融資して改築あるいは補修する。
	3	災害救助法による応急修理	生活能力の低い世帯のために市が応急的に修繕する。
4	生活保護法による家屋修理	保護世帯に対し、生活保護法で修理する。	
障害物の除去等	1	自費除去	り災者が自力（自費）で除去する。
	2	除去費等の融資	自力で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。
	3	災害救助法による除去	生活能力の低い世帯のために市が除去する。
	4	生活保護法による除去	保護世帯に対し、土砂等の除去又は屋根の雪下ろしを生活保護法で行う。

対策順位は、種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので適宜実情に即して順位を変更する必要がある。住宅の確保のうち3の融資、4及び5の建設は、住家の全焼、全流出及び全壊した世帯を対象としたものをいう。住宅の修繕のうち2の(1)の融資及び3による修理は、住家の半焼、半壊及び半流出した世帯を対象としたものをいう。障害物の除去等とは、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害があるものの除去等をいう。